

平成 2 1 年第 1 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第 2 号）

3 月 2 日（月）午前 1

0 時開議

日程第 1 議案第 3 号 嵐山町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定するこ

とについて

日程第 2 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関す

る条例の一部を改正することについて

日程第 3 議案第 5 号 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正す

ることについて

日程第 4 議案第 6 号 嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正するこ

とについて

日程第 5 議案第 7 号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一

部を改正することについて

日程第 6 議案第 8 号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについて

日程第 7 議案第 9 号 嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正すること

について

日程第 8 議案第 10 号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて

日程第 9 議案第 11 号 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正するこ

とについて

日程第 10 議案第 12 号 平成 20 年度嵐山町一般会計補正予算（第 5 号）議定につ

いて

日程第 1 1 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算

(第 2 号) 議定について

日程第 1 2 議案第 1 4 号 平成 2 0 年度嵐山町介護保険特別会計補正予算
(第 2 号)

議定について

日程第 1 3 議案第 1 5 号 平成 2 0 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号)

議定について

日程第 1 4 議案第 1 6 号 平成 2 0 年度嵐山町水道事業会計補正予算 (第 3
号) 議定

について

日程第 1 5 議案第 2 4 号 工事請負契約の変更について (旧鎌形小学校改修
事業)

○出席議員 (13 名)

1 番	畠 山 美 幸	議員	2 番	青 柳 賢 治	議員
3 番	金 丸 友 章	議員	4 番	長 島 邦 夫	議員
5 番	吉 場 道 雄	議員	6 番	藤 野 幹 男	議員
7 番	河 井 勝 久	議員	9 番	川 口 浩 史	議員
1 0 番	清 水 正 之	議員	1 1 番	安 藤 欣 男	議員
1 2 番	松 本 美 子	議員	1 3 番	渋 谷 登美子	議員
1 4 番	柳 勝 次	議員			

○欠席議員 (1 名)

8 番 村 田 廣 宣 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉 田 豊
書 記	菅 原 広 子
書 記	石 橋 正 仁

○説明のための出席者

岩	澤		勝	町	長
高	橋	兼	次	副	町 長
安	藤		實	総	務 課 長
金	井	三	雄	政	策 経 営 課 長
中	嶋	秀	雄	町	民 課 長
井	上	裕	美	健	康 福 祉 課 長
田	邊	淑	宏	環	境 課 長
水	島	晴	夫	産	業 振 興 課 課 長
木	村	一	夫	都	市 整 備 課 長
小	澤		博	上	下 水 道 課 長
安	藤	高	二	会	計 管 理 者 兼 会 計 課 長
加	藤	信	幸	教	育 長
小	林	一	好	教	育 委 員 会 学 務 課 長
田	幡	幸	信	教	育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
水	島	晴	夫	農	業 委 員 会 事 務 局 次 長
				産	業 振 興 課 課 長 兼 務
中	村		滋	税	務 課 収 税 担 当 副 課 長

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、平成 21 年嵐山町議会第 1 回定例会第 6 日の会議を開きます。

(午前 10 時 01 分)

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 ここで報告いたします。

去る 2 月 27 日、埼玉県自治会館において町村議会議員として 15 年以上在職した功労に対し、安藤欣男議員、清水正之議員が埼玉県町村議会議長会から表彰を受けました。まことにありがとうございます。今後とも地方自治の進展にご活躍いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、説明員中、富岡税務課長は都合により欠席しております。富岡税務課長の代理として中村収税担当副課長が出席しておりますので、ご了承

願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第1、第3号議案 嵐山町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第3号は、嵐山町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定することについての件でございます。介護従事者の処遇改善に係る介護報酬の改定に伴い、第1号被保険者の介護保険料の急激な上昇を抑制するため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

〔井上裕美健康福祉課長登壇〕

○井上裕美健康福祉課長 それでは、議案3号の細部につきましてご説明申し上げます。

初めに、本日配付させていただきました参考資料をごらんください。介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の設置についてということでございます。少し読ませていただきます。

平成21年度から介護従事者の処遇改善のため介護報酬がプラス3%改定されます。この改定によるプラス分が介護保険料に反映されますが、保険料が急激に上昇しないよう国の緊急対策による軽減措置、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が講じられます。ということでございまして、この交付金は保険税、国から交付されまして、保険税は一たん基金に積み立てます。その後平成21年度、平成22年度に基金を取り崩しまして、介護会計に繰り入れて、第1号被保険者の保険料のかわりに保険給付費に充当されるものでございます。

保険料上昇抑制のイメージが下の図でございます。国の負担分でありまして、平成21年度の上昇分につきましては全額を、平成22年度につきましては、2分の1を負担するイメージでありまして、第4期計画の3年間で見

てみますと、改正による増加分の半分を国として負担することとなります。平成 21 年度から介護報酬3%引き上げに伴います町の保険給付費の上昇分約 6,918 万円と推計をしております。また、保険料の基準額に対する影響額でございますが、月額 107 円と試算しておりまして、これに対します保険料の軽減分といたしまして 799 万 3,525 円が交付される見込みでございます。

それでは、条例をごらんいただきたいと思います。設置、第1条であります。介護報酬の改定に伴います保険料の急激な上昇を抑制するため、国の緊急対策による軽減措置としての交付金を受け入れるため、嵐山町介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するものでございます。

第2条、基金の額でございますが、保険料の軽減分といたしまして 799 万 3,525 円、周知経費分といたしまして 84 万 7,600 円、介護保険料改正に伴いますシステム改修費といたしまして 52 万 5,000 円、合計いたしますと 936 万 6,125 円が交付されるものと推計しております。

次の第3条は基金の管理方法、第4条は運用益金の処理方法、第5条は繰替運用の方法、ごらんいただいておりますとおり定めております。

処分、第6条でございますが、第1号では介護報酬の改定に伴う保険料の増加額を軽減するための財源に充てる場合、第2号では介護保険料の軽減に係る国保啓発、保険料の賦課徴収に係る電算システムの整備、その他円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合ということで、処分について限定をしております。

第7条は委任規定でございます。

最後に、附則であります。施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。有効期限等であります。平成 24 年3月 31 日限りその効力を失い、基金の残額があった場合は国庫へ返納することとしております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 何点か質問させていただきます。

期限が切られての問題でありますから、どうなのかというふうに思ったのですけれども、今介護報酬、ヘルパーなどを含めて相当に仕事も厳しいあるいはサービスの問題でも大変な状況にあって、なかなか携わる人、人員不足、そういうものが現実には生じているということの結果もあるのだろうと思うのですけれども、こういう形での報酬の問題でありますけれども、3%の上

乗せがされるわけですがけれども、これによって携わる人たちの人件費にどのぐらいの割合ではね返ってくるのか。せめて3%がそれにはね返ってくるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから、基金の問題で補正予算書を見ると基金が2つに分かれることになるのですが、既存の準備基金に積み立てしていく方法というのはないのかどうか。これらは国からのそういう指導があって2つに分けなさいということになったのかどうか。新たな基金設置を考えることはなかったのかどうか、その辺の違いについてお聞きしておきたいというふうに思っております。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

まず初めに、人件費にどれぐらいはね返るのかというふうな質問だと思いますが、お話しいただきましたように介護事業者の運営につきましては、収益の悪化や低賃金によります深刻な人手不足、これが全国的な状況でございます。国で試算しておりますこの3%の引き上げによりまして、介護従事者1人当たり月額にいたしまして2万円程度の賃金改善がされるだろうという形で国では試算しております。

次に、この基金でございますけれども、先ほどご説明を申し上げましたように、第4期だけの基金でございます、初めからこれは国の指導もございまして、新しい基金を制定しなさいということでございます。初めから介護報酬の支払準備基金のほうに積む予定はございませんでした。

以上です。

○柳 勝次議長 第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) そうすると、これでいくと4年、3年ですか、ちょっとになるわけですが、例えば必要によって基金が不足してしまうということも考えられるのではないのかというふうに思っているのですが、それらについての例えば町からの助成とかそういうものが出てくるのでしょうか。その辺もお聞きしておきたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 この基金の関係でございますけれども、先ほども説明の中にちょっと申し上げましたわけでございますけれども、3%に介護報酬が引き上げによる町の影響額ということで6,918万円推計をいたしました。この推計、多少多目にしております、最終的に附則にございますように、余った場合には国に返しなさいということでございますので、その

辺は大丈夫だというふうに思います。町からのほうの繰り入れということも当然考えておりません。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 先ほどの人件費の件なのですが、これすべての介護従事者に反映されるのでしょうか。その1点を伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えをいたします。

この件につきましては、国のほうでいろいろな形で試算したものが先ほど申しあげました介護従事者1人当たり月2万円程度の賃金改善というような形で試算しているわけでございます。たまたま今月2月の6日の日だったと思いますけれども、国の厚労省の介護保険課の課長とあと職員、全部で3人嵐山町のほうにちょっと視察にお見えになりました。その席でも私どものほうでこの3%の引き上げが確実にその従事者のほうに反映されるようにその辺の推移もよく見守っていただきたいというようなお話も申し上げたところでございます。そういうことで私どものほうは2万円がその賃金改善としてそこに充当されるだろうというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 先ほど河井議員さんから介護従事者がなかなか手がないということで厳しさをお話しされていたのですが、施設運営をするほうもなかなか厳しいという状況なのです。その施設運営のほうに回ってしまうのではないかと。特に小さい施設のところは従事者のほうに回らないでということがあり得るというようなことも聞いているのですけれども、その辺はきちんとされるということでよろしいのか。そういうのをもしお聞きになっているのでしたら、そういうものを踏まえてきちんとやっていくのか伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

今まさにご指摘をいただいたように介護事業者の運営というのは大変厳しいということもございます。その介護報酬の3%引き上げが運営のほうに回ってしまうのは困るということもございまして、先ほど申しあげましたように介護課長が来たときに、その旨も含めてお話をして、内容もよく把握していただきたいというふうな形で要望を申し上げたところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今回の条例制定は、国の第2次補正によるものなのです。そういう面では、一つは介護報酬の問題であり、ここにも書かれている保険料の軽減の問題でもあるのだと思うのですが、私ちょっと聞いておきたいのは、今度の処遇改善の問題の中で、福祉士の就学資金の貸付事業が盛り込まれているかというふうに思うのですけれども、その部分については、この条例制定の中では含まれているのでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

介護福祉士ということによろしいですか。そういった形、そういった方へのものがこの基金の中には含まれておりません。あくまでもこの基金は、先ほど申し上げましたように、介護報酬引き上げに伴います国の調整措置でございまして、その介護保険料の軽減のため、そして周知経費のため、それからシステム改修の費用ということでございまして、条例の中にございまして第6条にも処分の方法がございましてけれども、これに充てる場合だけが処分できるということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今介護保険の中で介護報酬の問題と同時に人材確保という問題の2つの側面が今出てきているのかと思うのですけれども、今までは3万5,000円だったか、それが今回の2次補正の中では5万円に引き上げられるというふうになっているかと思うのです。その部分については、別途町に交付される部分というのがあるのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

この交付金そのものにつきましては、介護報酬の3%の引き上げ分だけということでございまして、その後のことについては、まだこちらのほうに国からのほうの示されているものはございません。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第3号議案 嵐山町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定することについて件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第2、第4号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第4号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。第4次嵐山町行政改革大綱に基づき、国民健康保険運営協議会委員の報酬を日額報酬に改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

改正条例をごらんになっていただきたいと思います。非常勤特別職の報酬の別表第1という表があるわけでございますけれども、この中の38番、国民健康保険運営協議会の報酬、年額、会長が7万6,000円、委員が6万5,000円とございますのを、出席日額5,000円と改めさせていただきます。非常勤特別職の報酬につきましては、平成18年、19年、2年間にわたりまして特例減額をお願いしてまいりました。これを昨年4月より行革大綱、そして近隣市町村の状況を踏まえまして、全面的な見直しを行ってきたところでございます。この国民健康保険運営協議会委員さんにつき

ましては、昨年の4月時点で任期途中にございました。このため改定の時期が1年おくれたと、こういうものでございます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第4号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第3、第5号議案 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第5号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第5号は、嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。嵐山町特別職報酬等審議会の答申を受け、町長、副町長及び教育長の給料を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

改正条例をごらんになっていただきたいと思います。第1条でございますが、嵐山町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正でございます。こ

ここにございますように、町長の月額給料 72 万 6,000 円を 67 万 8,000 円に、第2号でございますけれども、副町長の給料月額を 60 万 5,000 円を 57 万 6,000 円に、そして第2条教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正でございますけれども、教育長の給料を月額 56 万 3,000 円を 54 万 7,000 円に改正をさせていただくものでございます。

現行の額でございますけれども、平成 15 年 12 月に改定をされまして、その後平成 17 年4月より昨年の9月8日までの間、町長につきましては 20%の減額、副町長につきましては5%の減額、教育長につきましては3%の減額という特例減額が行われまして、現在は本則の額となってきております。また、改正後の額でございますけれども、比企郡内で申し上げますと、比企郡内7町ございます。その中で町長、副町長につきましては、改正後の額は最下位の額でございます。教育長の額につきましては、下から2番目に低い額ということになっております。なお、小川町並びに鳩山町が特例減額を実施をしております、これを加味いたしますと、町長、副町長につきましては、下から3番目に低い額、教育長につきましては下から2番目に低い額と、このようになっております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第5号議案 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第4、第6号議案 嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第6号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第6号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。給与構造改革に基づき地域手当を廃止するため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

改正条例に入る前に経過につきまして若干申し上げさせていただきたいと思っております。地域手当につきましては、平成18年度の人事院勧告に基づきまして、公務員の給与構造改革、給料の引き下げが行われました。その際、全国一律でございました公務員の給与を地場賃金に合わせるために、この地域手当が創設をされたというものでございます。嵐山町におきましては、県の取り組み、それから近隣市町村の状況、これらを勘案いたしまして、5%の地域手当を支給してまいりました。しかし、国の統計調査では、嵐山町を含めまして郡内の多くの自治体が地域手当は支給ができない、ゼロ%の地域ということになっておりまして、この手当を廃止するよう強い県から指導を受けてまいったわけでございます。このたび職員組合の一定の協力が得られることになりました。こういったことによりまして、関係する4つの条例の改正を行わさせていただくものでございます。

それでは、改正条例をごらんになっていただきたいと思います。第1条でございますけれども、一般職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第2条、それから第9条の2、そして右側の表になりますけれども、第17条、これにつきまして地域手当という文言を削除をさせていただくものでございます。

それから、10条の3、これは再任用短時間勤務職員に対する時間外勤務手当の計算の基礎となる勤務時間の条文でございまして、8時間から7時間45分に改めさせていただくものでございます。

それから、第13条、第14条、第15条でございますけれども、時間外勤務手当、それから期末手当、勤勉手当、これに地域手当が加算をされておりまして、この条文を削除をするというものでございます。

1枚めくっていただきまして、第2条、嵐山町技能労務職員の給与の基準

に関する条例の一部改正でございます。それから第3条、公益法人等への嵐山町職員の派遣等に関する条例、この一部改正でございます。

続きまして、右側に移りまして、第4条、嵐山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。それぞれ地域手当を削除をさせていただくものでございます。

附則でございますけれども、この条例は平成 21 年4月1日から施行するというものでございます。

それから、第2項で経過措置を定めておりまして、この内容は本年の4月1日から来年の3月 31 日まで、平成 21 年度の地域手当につきましては、従来どおり支給をします。この地域手当の廃止は、したがって、22 年の4月1日以降となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ただいまの説明ですと、組合の理解というのは合意というのは得られていないのでしょうか。一定の協力ということでの説明がありましたので、その点を確認したいと思います。

それと100分の5というと、平均でどのぐらいの金額になるのか、わかりでしょうか。その2点伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 組合のこの協力と申し上げましたのは、職員にとりますと給与構造改革によりまして、給与が4.8%引き下げになりました。それから、それまで支給になっておりました調整手当、これが7%削減になりました。そして、この代替措置というふうな意味合いも含めて地域手当が創設をされ、5%の支給をされて今日まできたわけでございますけれども、これまで引き下げになるということは、大変な痛手でございまして、すぐすぐこれいいよというわけにはいかないわけでございますけれども、この地域手当が嵐山町は支給対象の地域になってない。そのことによって、地域手当に相当する額に特別交付税をカットをするという動きがペナルティーもございまして、それらを勘案すると、このまま支給を受けるというのは町民の理解が得られないのではないかというふうなこともございまして、職員組合の皆さんとお話し合いをしてまいりました。その中でやむを得ないというふうなご判断をいただきまして、ここでこのような改正をさせていただくというものでございます。

それから、金額でございますけれども、この直接の影響額が約 3,300

万、これ156人の職員で3,300万、それから間接的な影響額、先ほど申し上げました期末手当や勤勉手当にも加算になっておるわけでございまして、この影響額が1,100万円、合わせると4,400万円職員から削減をされるというふうなことでございまして、先ほど申し上げたような経過でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、組合もしぶしぶ認めたということでの理解でよろしいのでしょうか。

それとこの地域的には埼玉県ではそうすると残るのはどの辺の地域が残るのか。もしわかりでしたら伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 この地域手当の廃止も含めて給与構造改革の制度完成は平成22年度というふうなことでございまして、平成22年度の時点で残るのが市で6、町村で2と合わせて8市町村ということでございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第6号議案 嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第5、第7号議案 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第7号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます

す。

議案第7号は、嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。人事院勧告に準拠をいたしまして、勤務時間を改めるとともに裁判員制度の施行に伴う特別休暇を創設するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは細部説明をさせていただきます。

改正条例をごらんになっていただきたいと思います。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の第1条でございますけれども、この条例の第2条、1週間の勤務時間、去年の人事院勧告で勤務時間の短縮が勧告をされました。これに伴うものでございまして、週 40 時間を週 38 時間 45 分、1日あたりにいたしますと 15 分短縮をさせていただくものでございます。

第2条の第3項でございますけれども、再任用短時間勤務職員、第4項は任期付短時間勤務職員、おのこの1週間の勤務時間、ここにございますような勤務時間に改めさせていただくものでございます。

次に第3条、これは週休日及び勤務時間の割り振りに関する規定でございますけれども、具体的に申し上げますと、1日改正前は8時間の勤務時間でございます。これは8時半から 17 時 15 分というふうな勤務時間になるわけでございますけれども、このうち休憩時間、これが 12 時 15 分から 13 時までございました。そして、休憩時間、2回でございまして、12 時から 12 時 15 分、15 時から 15 時 15 分、この2つの休憩時間があったわけでございます。合わせて8時半から 17 時 15 分の勤務時間であったわけでございます。これを改正後は7時間 45 分にするというものでございまして、勤務時間に最初と最後に変わりはございません。このうち休憩時間につきまして、12 時から 13 時、そして休憩時間というものを廃止をするという内容でございます。

ただいま申し上げましたものが右側の第6条になるわけでございますけれども、改正前は労働基準法第 34 条の規定を準用いたしまして、6時間から8時間の勤務時間については 45 分、8時間を超えると1時間の休憩時間をそれぞれ置くような規定でございました。今回ただいま申し上げましたとおり、勤務時間が8時間を下回るというふうなことになります。この休憩時間

を改めるという内容でございます。改正後は6時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩時間をとることを原則とするというふうに改めさせていただくものでございます。

第2項は、特に職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす病気治療ですとか子育てですとか介護、こういったことを行う職員に対しては、45分から1時間の範囲で休憩時間を設けることができるという特例がこの第2項でございます。

第3項は省略をいたしまして、第7条、これは休息時間でございます、休息時間という概念を労働基準法にはなかったわけでございますけれども、この公務員についてのみ休息時間というふうなのが設けられておりましたけれども、この休息時間を廃止をするというものでございます。

それから、第8条の2は早出、遅出勤務のことでございまして、文言を整理をさせていただくものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、今申し上げました早出、遅出勤務に新たに学童保育の児童を抱える職員、これを2号で追加をさせていただくものでございます。

次に、第14条の改正でございますけれども、これ第14条は特別休暇に関する規定でございます、第2号で5月21日から始まります裁判員制度、これらに出頭する職員について、特別休暇制度をここで設けさせていただくものでございます。

次に、第5項の関係の規定につきましては、これまで申し上げてきた改正に伴って、このような整理をさせていただくものでございます。

第2条、右側にまいりまして、育児休業等に関する条例の一部改正でございますけれども、これにつきましても勤務時間の改正に伴って必要な改正を行わせていただくものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、第16条、第18条の関係でございますけれども、給与条例の読みかえ規定をここで改正をさせていただくものでございます。

附則でございますけれども、施行期日につきましては、21年の4月1日、ただし14条の改正規定、これは先ほど申し上げました裁判員の出頭する場合の特別休暇の制度でございますけれども、これについては21年の5月21日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) ちょっと1点だけお聞きしておきたいのですけれども、町長の施政方針の中で土曜開庁がこれから4月以降行われるというふうになってくる関係上、土曜開庁の職員の勤務時間がどういう形になるのか。また、どういう対応をしていくのか、時間外という対応になってくるのか、勤務時間という範囲の中であるいは代休という形になっていくのか。土曜開庁の職員の対応についてどういう勤務時間になるのか、確認しておきたいと思いますが。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 6月1日になる予定でございますけれども、毎週土曜日半日開庁するということで職員の皆様のご協力を得られることになりました。勤務時間については、清水議員さんご心配いただいているとおり、非常に難しかったわけでございますけれども、原則として条例に基づいて実施をするというふうなことでございまして、振りかえを原則としながら、振りかえができなかった場合においては、やはり時間外勤務等で対応させていただくというものでございます。

なお、特に町民課、税務課におきましては、このたびの再任用制度を活用しながら、職員の負担の軽減も図ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第7号議案 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正することについて件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第6、第8号議案 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第8号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第8号は、嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件でございます。児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、適用除外される被保険者の範囲を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは議案第8号 嵐山町国民健康保険条例の一部改正につきまして、細部について説明させていただきます。

まず、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。今回改正をお願いいたしますのは、第5条第1号の規定でございます。第5条の規定は、国民健康保険の被保険者とししない者の範囲を定める規定でございます。改正前の第1号では、被保険者とししない者として、児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童、または里親に委託されている児童であって、民法の規定による被扶養義務者のない者というふうに定めております。これは、これらの規定に該当する児童につきましては、養育費も含めまして医療費等につきましては、全額公費負担、公費措置をされるために自己負担のある国民健康保険の被保険者からは除外されているという条項でございます。このたび平成20年12月3日に公布され、21年の4月1日から施行されることとなりました児童福祉法等の一部を改正する法律によりまして、前述の施設に加えまして、保護者のない児童または保護者に看護させることが不適當であると認められる児童の養育を行う事業として、小規模住居型児童養育事業が創設されたところでございます。この小規模住居型児童養育施設に養育委託されます扶養義務者のない児童につきましても、同じく公費負担、公費措置がなされるために1号の規定の中にこれを加えるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第8号議案 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第7、第9号議案 嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第9号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第9号は、嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件でございます。本条例で規定をする保険料の納期により徴収しがたい被保険者に対しまして、適当な納期を別に定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 議案第9号につきまして細部説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。今回改正をお願いいたしますのは、第2条の規定でございます。第2条の規定は、普通徴収の納期に関する規定でございます。第2条第1項につきましては、この新旧改正表では略というふうに表記されてございますが、普通徴収の納期、これは8期で規定されておりますが、第1期が7月1日から同月 31 日まで、第2期

が8月1日から同月 31 日までというように、以下8期までの納期が定められておりまして、第8期の納期は翌年2月1日から同月 31 日までというふうになっておるところでございます。この第1項の次に新たに第2項といたしまして、追加をさせていただく規定でございますが、第1項で規定する各納期ごとの最終日、つまり月末が休日、日曜日または土曜日に当たるときは、その月末の納期を延長しまして、当該休日等の翌日とすることを定めるものでございます。

現実的にはこの対応につきましては、現在あります第2項の規定によりましてこういった運用については既に実施をされておるところでございますが、今回これを明文化させていただくということで条項に追加をさせていただいたものでございます。

次に、改正前の第2項を第3項に改めまして、さらにその内容の一部を改正するものでございますが、この内容の改正の趣旨につきましては、町長が必要と認めた場合に定めることができる納期の特例の期間を拡大するものでございます。改正前の2項では、納期の特例といたしまして、町長が特別の事情があると認める被保険者については、納期は第1項に定める納期の期間内において、つまり具体的には7月1日から2月末日までの期間の中において別に納期を定めることができるというふうに現在は規定されております。しかしながら、このたびこの納期の特例の期間設定につきましては、広域連合に確認いたしましたところ、特に第1項の納期の期間内に限定されるものではないということがわかりましたので、この際これを改正させていただきまして、そのケースごとに最良の納期設定が行えるよう条文を改めさせていただくものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第9号議案 嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第8、第10号議案 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第10号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第10号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件でございます。介護保険法第129条の規定に基づき、介護保険料率等を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

〔井上裕美健康福祉課長登壇〕

○井上裕美健康福祉課長 それでは議案第10号の細部につきましてご説明を申し上げます。

初めに、本日配付させていただいております参考資料をごらんをいただきたいと思っております。5ページをお願いいたします。平成12年度の介護保険制度開始時から平成20年の12月分までの介護給付費の各年、各月の実績を一覧表と折れ線グラフで表示したものでございます。給付額につきましては、平成17年までは平均いたしますと、毎月300万円から570万円、年額にいたしますと4,000万円から6,800万円毎年上昇を続けてまいりました。平成17年5月分をちょっと上の表で見させていただきますと、ここで初めて月額6,000万円を突破をいたしました。平成18年度を見させていただきますと、平成18年度では6,000万円を下回った月はございませんでした。平成19年度になりますと、12カ月中8カ月が前年の給付費を下回りまして、合計でも制度開始以来初めて約816万円ほどの減額となりました。平成20年度はと申しますと、今年度も前年と同程度の給付額で推移しているところでございます。第4期の保険料算出に当たりましては、国からも保険料設定に対する考え方といたしまして、税制改正に伴う激変緩和措置終了者への対応、現行第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担

軽減、それから保険料段階全体の調整という3項目の留意点が示されているところでございます。以上、ごらんいただいておりますような第3期の給付額の状況、こういったものを検証するとともに国からの留意点、これを考慮いたしまして、第4期の保険料算出を行ったところでございます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、介護保険料の算出方法でございます。また少し読ませていただきます。介護保険事業費及び第1号被保険者保険料は、計画期間平成21年度から23年度における第1号被保険者数及び要介護、支援、認定者数の見込み、さらに介護保険サービス及び地域支援事業に係る費用見込み等をもとに算定しますということでございます。

財源でございますが、少し飛んで5行目まで飛んでいただいて、介護保険では原則として保険給付に要する費用の約半分を公費で負担し、括弧で国25%、県12.5%、町12.5%、ただし施設分については国20%、県17.5%、残りを第1号被保険者、第2号被保険者からの保険料で負担する仕組みとなっています。第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、全国ベースでの被保険者の比率に基づいて制令で定められ、平成21年度からの第4期事業計画期間においては、第1号被保険者は20.0%、第2号被保険者は30.0%となります。ただし、国負担分のうち5%相当分については、75歳以上の高齢者や所得段階区分の割合を勘案して保険者ごとに調整されたものが調整交付金として交付されます。ということでございまして、下の表のとおり、第1号被保険者20%、それから第2号被保険者が30%、町が12.5%、県が12.5%、国が20%、調整交付金が5%でございます。財源の半分が公費ということで公費50%というふうに申しているところでございます。

2ページをお願いいたします。算出の方法でございますけれども、必要となる費用の見込みであります。介護保険給付費に特定入所者介護サービス費、地域支援事業費、高額介護サービス費、審査支払手数料、これをプラスいたしました合計の20%が第1号被保険者負担相当額となります。保険者ごとの異なる計数といたしまして、プラス要因といたしまして、調整交付金相当額、これが5%、交付割合がゼロの場合が5%、マイナス要因といたしまして、調整交付金が見込額、これが交付されるということになると、ここがマイナス要因となります。嵐山町第4期の調整交付金の見込額、これは平均しまして1.56%というふうに推計をしております。それから、介護給付費の支払準備基金取崩額、介護報酬改定による特例交付金、これは先ほど制定をさせていただいた基金でございます。これを計算いたしますと、保険料収納必要額が算出されてまいります。これに予定保険料収納率、それ

から多段階別加入割合補正後の被保険者数、これで除しますと最終的に保険料の基準額、年額でございますが、これが出てくることになります。

次のページが個々の数字を入れまして保険料の基準額を算出したものでございます。3ページのほうをちょっとごらんいただきたいと思います。第1号被保険者の介護保険料基準額でございますが、まず括弧内、枠内の計算式ごらんいただきたいと思います。標準給付費見込額でございますが、の中には先ほど2ページでお話し申し上げましたように、介護給付費あるいは予防給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、それから審査支払手数料、これが含まれたものでございまして、これの平成21、22、23年度の3年間の見込額でございますが、26億3,936万1,495円と推計をしております。以下同様でございます。この額に地域支援事業費6,300万円を加えます。合計いたしますと、27億236万1,495円になります。この額に第4期の第1号被保険者の負担割合の20%、これに乗じますと、第1号被保険者負担分相当額といたしまして5億4,047万2,299円、これが算出をされます。この相当額に調整交付金相当額5%が交付されなかった場合でございますけれども、それが加算されますが、先ほど申し上げましたように、町では3年間の平均交付率が1.56%というふうに申し上げましたが、これが交付される見込みのため、これを差し引きいたしますと9,079万4,075円、これが加算をされることになります。

次に、財政安定化基金償還金でございますけれども、これは今回はありませんので、ゼロです。それから、介護給付費支払準備基金取崩額1,454万円及び介護報酬改定によります特例交付金、これが799万3,525円、これを減じてまいりますと、保険料の収納必要額6億873万2,849円が算出されてまいります。この額を予定保険料収納率97%で除し、次に所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数、3年間の合計でございますけれども、1万3,073人で除しますと、最終的な年額保険料、基準額でございますが、年額4万8,000円と算出されることになります。月額保険料、基準額にいたしますと4,000円になるわけでございます。

4ページをお願いいたします。介護保険料の新旧対照表でございます。右側が新保険料でございまして、第4段階が先ほどの計算式で算出をされました基準の保険料率1.0で年額にいたしますと4万8,000円でございます。また、国から示されております激変緩和措置終了者への対応といたしまして、段階区分を第3期の6段階から第4期は8段階といたしまして、課税総区分の保険料設定の弾力化を図るとともに現行第4段階におきます収入等が一定額以下の方に対する負担軽減といたしまして、特例第4段階を設けたところでございます。

資料の説明は以上でございまして、条例のほうちょっと戻っていただければと思います。改正条例、改正後の条例をごらんいただきたいと思います。平成21年度から23年度までの第4期計画の保険料率を改めさせていただくものでございまして、参考資料で申し上げましたとおり、基準額となります。第4号の額を4万9,000円から第4期は4万8,000円といたしました。その他の第1号から裏面にございます第8号、これにつきましては、基準額に対する割合を乗じたものでございます。

裏面の第4条の改正につきましては、引用いたします条文を整理したものでございます。

附則であります。第1項は施行期日を本年4月1日とするものでございます。

第2項は経過措置でございます。

第3項は先ほどご説明申し上げました特例第4段階の規定でございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 会議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時24分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

既に第10号議案に対する提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 今回8段階ということになったわけですが、それと金額が安くなりましたので、大変歓迎であります。それで近隣の段階の状況というのは、どのようになっているのか、この区分の金額の所得による分け、それとあわせて伺いたいと思います。

それと嵐山は非常に高かったわけですが、近隣の状況があわせてそれで幾らぐらいになったのか、伺いたいと思います。

それと第7段階、第8段階をこういうふうに分けたわけですね。全体的には保険税は下がってくるのかというふうに考えるのですが、保険税自体は全体でどうなるのか、伺いたいと思います。

それと特例の第4段階、これ人数どれぐらいいるのか。それと5、6、7、8それぞれの対象人数がわかりましたら伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

まず、段階区分の近隣の状況でございますけれども、8段階がほぼ大体多いわけございまして、東松山市を含めまして、東秩父まで入れますと9市町村でございます。そのうち6段階で設定しておりますのがときがわ町、それから東秩父村でございます。残りは8段階の設定でいく予定ということで聞いております。

それから、金額の関係でございますけれども、嵐山町は基準額が4,000円というふうに申し上げました。この金額につきましては、今どの市町村も議会にかけたりかける前であったりということで、まだ確定ということではございませんけれども、そういう意味でお聞きをいただければというふうに思います。滑川町が4,005円、小川町が3,881円、川島町が4,100円、吉見町が3,821円、鳩山町が3,950円、ときがわ町が4,617円、それから東秩父村は5,061円、そして東松山市が4,000円というような状況が郡内の状況でございます。嵐山町、第3期のときは東秩父に次いで2番目でございますけれども、これが6番目になったということでございます。

それから、段階、8段階に変わしまして、保険料が下がったのかというようなご質問でございますけれども、先ほどの資料の4ページごらんいただきたいと思っておりますけれども、これで見えていただきますと、年額の保険料でございますけれども、第1段階から第3段階、それから第4段階、5段階、6段階の一部ですか、それは下がっております。上がったところもございまして、それは第4段階にございます激変緩和措置の対象者、この方が今3つに分かれてございますけれども、旧のほうで言いますと、第1段階から4段階上がった方は4万600円でした。それが新しいほうになりますと4万3,200円になるということでございます。その下の2から4の方も同じです。それから3から4になった方、この方につきましては、もしかしたら下がる場合もあり得るし、上の4万8,000円になることもあり得るということでございます。同じように第5段階の激変措置の対象者、この方もほとんどの方が上がる場合が多いということです。それから第6段階、今までは200万円以上の方ということで、一律区分設定してたわけでございますけれども、これを分けた関係もございまして、市町村民税本人課税で年金収入、ほかの所得で400万円以上ある方、この方につきましては、7万3,500円から7万6,800円という形で上がることとなります。この400万円以上の方という方が年金収入で幾らかと申しますと、年金収入が560万円を超えるような方、これが第8段階の方ということとなります。ほとんどの方が下がっておりますけれども、以上お話し

ました段階に区分される方については、上がる方もいらっしゃるということでございます。

それから、特例第4段階の方の人数ということでございますけれども、私どものほうで計算しております人数といたしましては1,136人、全体の中の26.8%の方ということでございます。それから、同じように5段階、6段階、7段階、8段階の人数でございますけれども、第5段階につきましては500人、11.8%、第6段階が588人、13.9%、第7段階が405人、9.6%、第8段階が140人で3.3%という状況でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 基金の関係なのですが、先ほどの処遇改善の特例基金を除いた年度末の基金というのは、どのぐらいになるのでしょうか。

それと全体の1号被保険者の人数を教えてくださいたいのですが。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えをいたします。

まず、20年度末の基金の介護給付費支払準備基金の金額でございますけれども、5,610万円ほどの予定でございます。そして、21年度の介護給付費保険料の引き下げのためにこの基金5,610万円の基金から1,454万円を取り崩すということでございます。最終的に基金残として残る額が4,100万ちょっとになるかと思っておりますけれども、それぐらいの額が20年度末の基金ということです。

平成21年度の第1号被保険者の数でございますけれども、人数につきましては、4,238人、これを予定しているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうしますと、1人当たり大体1万円ぐらいの基金が年度末にはあるという形になると思うのですが、先ほどの近隣の状況を見ますと、嵐山が4,000円ということなのではございますけれども、3,000円台もあるということになってますし、今回保険料を引き下げたとは言いながら、1人当たり1万円ぐらい残ることになりますと、もう少し引き下げられたのかというふうには思うのですが、そういう面では今後のこの基金の活用について、この基金の保有残高の妥当性というか、これだけあるということは1人当たり1万円近く残されているということになれば、もっとそれこそ今まで高かった部分もっと引き下げられたのではないかというふうには思うのですが、同時にこの基金について今後どのような活用をしていくのか、あわせてお聞き

をしておきたいというふうに思うのですが。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

今のご指摘いただきましたように、来年度基金を取り崩しまして1人当たり1万円ぐらいの基金が残るわけでございますけれども、介護給付費の支払準備基金の条例がございまして、この条例の中では保険給付費の12.5%、これは町の負担分相当分でございますけれども、これを計算しますと9,500万ぐらいになるかと思えます。ここまで積み立てることができるというような形になっておりまして、保険者は万が一の場合を考えまして、やはりある程度の金額は基金として持っていたいということでございます。嵐山町は基金を取り崩しまして1,450万崩したわけでございますけれども、もともとの基金残、これが他市町村に比べて少なかったところでございます。まして第3期では県のほうからお金を1,300万円借り入れたこともございました。そういった苦い経験もございますので、ある程度基金も持ちましてこれからの給付に備えてまいりたいというのが保険者としての考え方でございます。今他町村でも基金を取り崩しているわけでございますけれども、取り崩した後の基金残でございますけれども、例えば嵐山町は1万ちょっとの基金が1人当たりになりますと残ります。滑川町も大体1万2,000円ぐらい、それからこれ崩した後ですけれども、20年度で21年度のために支払準備基金を取り崩した後の残りの金額ということでお聞きいただきたいと思いますけれども、川島町が約2万円、それから吉見町は2万5,000円、それからときがわ町が約7,000円、東秩父村は少ないですけれども、3,000円、東松山市が2万4,000円とそういう形で決して嵐山町が残している基金が多いわけではないというふうにご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 介護保険の利用率なのですけれども、これはどのぐらいにを3年間で見込んでこの金額というふうに計算されたかを伺いたいと思うのですけれども。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

利用率の関係でございますけれども、介護認定されている方、要支援から要介護5まであるわけでございますけれども、平均して半分ぐらいの方が利用されている。多いところでは80%近い利用率でございます。その第3期

の状況等をよく勘案しながら、そういったような見込みの中でそれは決めています。具体的に今ここで平均何%ですというふうに申し上げませんけれども、第3期のその料率等を参考にしながら設定をいたしました。それから、認定者数の関係でございますけれども、介護保険の認定者数、これにつきましては、13%台の認定者率でございます。認定される方がその全体の第1号被保険者の中で13%台をずっと続いておりまして、これは緩やかな範囲の中で伸びているというようなのが今の現状でございます。これからもその認定者率につきましては、それほど変わらない推移で13%台で伸びていくだろうと、第4期についてもそういうような形で考えているところでございます。

第3期のことで申し上げますと、平成12年度と平成19年度を比較した県内の統計があるわけでございますけれども、要介護の認定者数というのが嵐山町は60位、67あるわけですが、今介護保険のほうは67市町村と1広域というので68全部で保険者がいるわけですが、その中で要介護の認定者数というのが60位でございます。幸いなことに第2期までは大分伸びてまいりましたけれども、第3期、特に18年、19年、このところで大分その認定者数が少なくなっている状況でございます。そのほかに介護サービスの受給者数の増加率というものも出ていまして、これも59位。それから、そういう形で大分保険者としてはありがたい数字になってきておりますけれども、受給者1人当たりの介護給付費の増加率、これは今お話にちょっと直結する部分があると思うのですが、受給者1人当たりの介護給付費の増加率、これは県内で10位ということでございまして、そういった認定者数は伸びておりませんが、認定された方についてはきめ細やかな給付が行われているというふうに保険者としては考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第10号議案 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第9、第11号議案 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第11号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第11号は、嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。こども医療費の支給対象年齢を引き上げるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

〔井上裕美健康福祉課長登壇〕

○井上裕美健康福祉課長 議案第11号の細部につきましてご説明を申し上げます。

裏面の改正条例をごらんいただきたいと思います。第3条の支給対象を改正するものでございまして、第3項で規定しております対象児の医療費の受給期間を満12歳に達した日以後における最初の3月31日から満15歳に達した日以後における最初の3月31日までに改めさせていただくものでございます。これに伴いまして、改正前に規定しておりますただし書きを削除するものでございます。

附則であります、施行期日につきましては、本年4月1日とするものでございます。

次に、改正後の経過措置であります、平成21年4月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用いたしまして、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) これで入通院とも中学3年までということになったわけです。また、嵐山町は子育て支援が強化されたというふうに思い、大変歓迎であります。それで質問なのですが、この小学6年から中学3年までになることによって、どのぐらい負担はふえてしまうのか、おわかりでしたら伺いたと思います。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 答えをいたします。

21年度実際に推移してみないとはっきり予測は難しいわけでございますけれども、平成21年度の予算としては840万円の増を見込んでおります。以上です。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第11号議案 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第10、第12号議案 平成20年度嵐山町一般会計補正予算(第5号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第12号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第12号は、平成20年度嵐山町一般会計補正予算(第5号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億451万5,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を62億7,765万4,000円とするものでございます。なお、継続費の補正が1件、繰越明許

費の設定が 17 件、債務負担行為の追加が1件、変更が1件、地方債の追加が1件、変更が5件でございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

金井政策経営課長。

〔金井三雄政策経営課長登壇〕

○金井三雄政策経営課長 議案第 12 号につきまして細部説明を申し上げます。

恐れ入りますが6ページをお願いいたします。まず、第2表の継続費の補正の変更でございます。給食調理場の建設事業でございますけれども、補正後の額を3億 320 万円とさせていただくものでございます。平成 20 年度につきましては、年割額で 8,946 万円、21 年度につきましては2億 1,374 万円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。第3表の繰越明許費の関係でございます。まず、国の関係によるものが 10 件、町の事業の都合によるものが7件ございます。2款の総務費の関係でございますが、定額給付金事業でございます。3億 896 万 7,000 円でございます。次に、民生費の社会福祉費の関係ですが、後期高齢者医療保険事業電算システムの関係でございます。262 万 5,000 円、これも国の関係でございまして、21 年度の保険料の軽減をするためのシステム改修でございます。次に、2項の児童福祉費、子育て応援特別手当支給事業、これにつきましても国の関係でございまして、897 万 1,000 円でございます。これにつきましては、第2子以降で3歳から5歳までの子供に3万 6,000 円の手当を支給するものでございます。次に、6款の農業費でございます。この6款の農業費につきましても国の政策によるものでございまして、これについては地域活性化生活対策交付金事業のものでございます。鎌形地内の農道舗装整備工事と吉田地内排水路整備工事を予定しております。また、8款の土木費の関係でございますが、道路修繕事業につきましても国の地域活性化生活対策交付金事業を活用して道路補修をするものでございます。国の関係につきまして先に言わせていただきますと、3項の都市計画費、自然緑地管理事業、これにつきましても蝶の里公園施設修繕工事につきましても地域活性化生活対策交付金を活用して行うものでございます。9款の消防費につきまして、ハザードマップ作成委託、避難所標識設置工事、これにつきましても地域活性化生活対策交付金、国のものの関係でございます。次に、10 款の教育費、菅谷小学校改修工事、これにつきましても国の地域活性化生活対策交付

金を活用して行う事業でございます。次に、8款の土木費の中で生活道路整備事業、菅谷3号線、また3つ飛びまして広野 94・295、幹線道路町道1-14号線につきましては、まちづくり交付金事業の繰り越しの関係でございます。鎌形 163号、川島 185号、志賀 271号につきましては、町単独事業の繰り越しの関係になります。

続きまして、8ページをお願いいたします。第4表の債務負担行為の補正でございますが、追加が1件でございます。まず、学校給食共同調理場の管理業務委託につきましては、20年から21年度までの期間で472万5,000円の債務負担行為の補正の追加をさせていただくものでございます。もう1件変更がございます。これにつきましては、旧鎌形小学校の改修事業でございます。変更前が平成20年から23年まで、限度額につきましては文言表示でございましたが、変更後これが20年から24年まで、そして限度額が確定いたしましたので、7,877万6,000円を限度額とさせていただくものでございます。

次に、第5表の地方債の補正でございます。追加が1件ございます。減収補てん債でございます。限度額1億円でございます。起債の方法、利率、償還の方法についてはご高覧をいただければと思います。次に、変更が5件ございます。これにつきましては、事業の実施に伴いまして確定見込みによりましてそれぞれ減額をさせていただくものでございます。

恐れ入りますが、18ページをお願いいたします。歳入でございます。まず、14款の国庫支出金の関係でございます。1目の総務費国庫補助金、3節の地域活性化生活対策臨時交付金3,366万8,000円でございます。これにつきましては、19ページのところに書いてございます歳入概要のところの6つの事業に充てさせていただくための事業でございます。これの実施計画を国に出したところ、採択されましたので、この6事業を実施していくものでございます。次に、4節の定額給付金事業補助金3億896万7,000円でございますが、これにつきましては2月1日現在で1万9,299人でございますが、これに追加転入転出等がございますので、50人分を見ておりまして、2億9,081万2,000円を見ております。また、この事務費といたしまして1,815万5,000円、これにつきましては10割補助でございます。次に、2目の民生費国庫補助金、1目1節の社会福祉費補助金262万5,000円につきましては、先ほどお話ししました後期高齢者の21年度の保険料の軽減をするためのシステム改修費、10割が国から来るものでございます。次に2節の児童福祉費補助金でございますが、この中で子育て応援特別手当交付金817万2,000円でございますが、これにつきましては、1人3万6,000円ということで227人分を見ております。また、これの

事務費としまして 79 万 9,000 円を計上させていただいてございます。これにつきましても国からの 10 割補助でございます。

次に、22、23 ページをお願いいたします。15 款県支出金でございます。3 目の衛生費県補助金 91 万円でございます。これにつきましては、妊婦健診の診査の 6 回目から 14 回目までの 9 回分を県が 2 分の 1 助成をしていただけるものでございます。

一番下の 21 款町債の関係でございますが、これにつきましてはそれぞれ事業の確定見込みによりまして減額をさせていただくものでございます。

24 ページ、25 ページのところをお願いいたします。6 目の減税補てん債 1 億円をさせていただきまして、差し引きで 5,060 万町債がふえると増額補正をさせていただくというものでございます。

○柳 勝次議長 会議の途中であります、この際暫時休憩いたします。午後の再開は午後 1 時 30 分といたします。

休 憩 午前 11 時 57 分

再 開 午後 1 時 32 分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き第 12 号議案の細部説明を続行いたします。

金井政策経営課長。

〔金井三雄政策経営課長登壇〕

○金井三雄政策経営課長 歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが 26 ページをお願いいたします。2 款の総務費の関係ですが、1 項の総務管理費、事業名、財政管理事業でございますが、電算委託料 86 万 3,000 円の増額をさせていただいております。これにつきましては、財政会計システムの機能追加をするためでございます。

続きまして、28 ページをお願いいたします。5 目の財政調整基金費でございます。財政調整基金に 1 億 1,520 万 3,000 円を積み立てをさせていただくものでございます。これによりまして財調の残高が 1 億 6,033 万 6,000 円となるものでございます。

次に、6 目の企画費でございます。82 の定額給付金事業でございます。3 節から 14 節までこの定額給付金に係る事務を行う費用として合計いたしますと 1,811 万 5,500 円を計上させていただいてございます。

次のページをお願いいたします。次のページの定額給付金の事業でございますが、これにつきましては先ほど 1 万 9,299 人と申し上げましたが、内訳を申し上げますと、18 歳以下が 3,053 人でございます。この方に 2 万円です。19 歳から 64 歳が 1 万 2,021 人、1 万 2,000 円でございます。65

歳以上が 4,225 人、この方が 2 万円でございます。合計いたしまして 1 万 9,299 人でございます。

次に、2 項の徴税費でございます。事業名、4 番の町税還付事業でございますが、これにつきましては、財源の更正でございます。個人県民税の徴収委託金が 803 万 6,000 円増額になりましたので、一般財源を減額をするものでございます。

次に、34 ページをお願いいたします。3 款の民生費でございます。7 目の後期高齢者医療事業費でございます。後期高齢者医療保険事業につきましては 262 万 5,000 円の増額をさせていただきます。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、システム改修費でございます。

次に、36、37 ページをお願いいたします。2 項の児童福祉費の子育て応援特別手当支給事業でございます。これにつきましても職員手当から 13 節の委託料まで事務費として 79 万 9,000 円を計上させていただいてございます。そして、負担金補助及び交付金ということで 817 万 2,000 円でございます。

次に、38、39 ページをお願いいたします。4 款の衛生費の 3 目母子衛生費でございますが、これにつきましても妊婦健康診査事業ということで 182 万円の予算を増額補正をさせていただくものでございます。

次に、6 款の農林水産業費でございますが、5 目の農地費、農業用施設整備事業といたしまして 1,000 万円を計上させていただいてございます。これにつきましては、鎌形地内の農道舗装、また吉田地内水路整備事業ということでございます。測量設計委託料を 265 万円、そして工事費 735 万円を計上させていただいてございます。

次に、40 ページ、41 ページをお願いいたします。8 款の土木費の 2 目の道路維持費の道路修繕事業でございますが、ここにも 1,000 万円を計上させていただいてございます。これにつきましては、町道 2-27 号線、町道 1-18 号線の 2 路線の道路舗装の補修をするものでございます。これにつきましては、2-27 号線が鎌形のあさひ屋さんから鳩山に行く道路でございます。それと 1-18 号線は鎌形の八幡神社のところから中島電気さんのところへ来るところの道路でございます。

続きまして、42 ページ、43 ページをお願いいたします。5 項の公園費でございますが、自然緑地管理事業ということで 500 万円でございます。これにつきましても地域活性化生活対策臨時交付金を使いまして、蝶の里公園の施設の補修工事を行うものでございます。

9 款の消防費でございますが、4 の防災費、事業名、防災対策事業ということでハザードマップの作成委託料 150 万、避難場所標識の設置工事

250 万円を予定しております。また、防災訓練事業につきましては、50 万の減額になっておりますが、20 年度防災訓練を予定しておりましたが、これが中止になりましたので、全額減額をするものでございます。

44、45 ページをお願いいたします。10 款の教育費、1 目の学校管理費、事業名、5 の小学校施設改修事業でございます。581 万 1,000 円を計上させていただきますいております。これにつきましては、菅谷小学校のトイレ並びに防球ネット等の改修工事を予定しております。

また、中学校費の3の玉ノ岡中学校管理事業で備品購入費 36 万 2,000 円でございますが、生徒が 30 名ふえますので、机といすを購入するものでございます。

4 項の幼稚園費、事業名、嵐山幼稚園管理事業でございますが、169 万 1,000 円でございます。これにつきましては、地域活性化生活対策臨時交付金を使いまして、町立幼稚園の児童数がふえますので、ロッカー、靴箱、ブックスランド等をこの地域活性化交付金を使いまして購入するものでございます。

次に、46 ページ、47 ページをお願いいたします。10 款の教育費、5 項の社会教育費、事業名、(仮称)ふれあい交流センター建設事業設計委託料につきまして測量設計委託料につきまして 1,500 万を減額をさせていただきまして、21 年度の当初予算に計上をお願いしているところでございます。

次に、6 項の保健体育費の給食調理場建設事業でございますが、1,369 万円の減額をさせていただきます。これにつきましては、まず測量設計委託料 315 万円につきましては、債務負担行為、20 年と 21 年で債務負担行為を行いまして、21 年度に支払いをしますので、今年度全額減額をさせていただきますいております。また、工事請負費につきましては、1 億円の予算をもっておりましたが、継続費の 20 年、21 年で額が確定いたしましたので、1,054 万円を減額するものでございます。

続きまして、52、53 ページをお願いいたします。まず債務負担行為の調書でございますけれども、学校給食共同調理場管理業務につきましては、限度額 472 万 5,000 円でございますが、これにつきましては 20 年度、21 年度で行うというものでございます。また、変更につきましては、額の確定に伴いまして、旧鎌形小学校の改修事業の限度額等の表示をさせていただくものでございます。

53 ページでございます。地方債の調書でございます。これにつきましては一番右側のところをごらんいただければと思います。当該年度末現在高見込額でございます。まず、1 の普通債のところでございますが、28 億 1,735 万 8,000 円ということで、地方債の合計のうちの 50.5%がこちらにござい

ます。そして、その他の地方債が 27 億 6,008 万 4,000 円ということで、49.5%、20 年度末の地方債残高合計が 55 億 8,038 万 3,000 円となるものでございます。前年に比較して 2 億 582 万 3,000 円の減になります。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方はあらかじめページ数を指定してから質問をするようお願いいたします。どうぞ。

第 7 番、河井勝久議員。

○7 番(河井勝久議員) それでは何点か質問させていただきます。

28 ページです。第 2 款の総務費の關係の 82 目なのですが、定額給付金の事業ですけれども、今既に第 2 次補正の中で国会の中で議論されて、4 日の日に通るといような予想が立てられたという話でありますけれども、そういう中にありまして、現在それぞれの自治体が既に予算化始めて取り組んでいるわけでありまして、私も 12 月の定例会の中で一般質問しておりまして、その中では大方の内容について聞いております。それで先日定額給付金給付事業に関するアンケート集約結果というのを比企行政研究会の資料が渡されたのですけれども、この中で定額受給者の呼びかけで寄附を呼びかける予定というのが嵐山町だけあるわけでありまして、どんな形で寄附を呼びかけるのかどうか。これは窓口に来たときに寄附してくださいという形にするのかどうか。それから、例えば催促はがき、通知はがきを出すわけでありまして、この中であらかじめ寄附行為を何か記入してもらうのかどうか、その辺のところはどういうふうにするのかをお聞きしておきたいと思っております。

それから、振り込み口座の確認方法ですけれども、せんだって第 12 号議案の参考資料、これの中の定額給付金給付事業の Q & A をいただいたわけでありまして、この中を読ませていただきました。確認方法と身分証明を前は写真の張ってあるようなものということで、パスポートだとかあるいは免許証だとかといったわけですが、そういうものを持ってない人についての確認方法だとかというのがいろんな健康保険証だとかいろいろとあると思うのですけれども、それらのちゃんとした確認はどのようにしていくのかどうか。かなりいただいたという受け取ったはがきだけで確認をしていくのかどうか、その辺もお聞きしておきたいと思っております。

それから、職員体制の問題でありますけれども、具体的にはどのぐらいの人数が、前回の 12 月の定例会のときの私の質問では、人数把握はまだわからないという形だったので、どのぐらいの人数が対応される

のかどうか。

それから、給付の時間帯、これも庁舎の開かれている間だけにするのかどうか、その辺のところもひとつお聞きしておきたいと思います。

それから、ページが 38、39 ページにわたります衛生費の関係、これの関係で3目の妊婦健診の関係ですけれども、これも2年2カ月という期限であるわけであります。6回目から 14 回という形で9回の助成がされてくるわけですけれども、この問題で 20 年の2月、今年始まっているわけですけれども、20 年の2月から 22 年度まででその後の健診の場合は、全くなってしまうのかどうか。これは国の政策ですからそういうあれになるのかもわからないのですけれども、この間だけというは今も妊婦のたらい回しだとかいろんな問題で世間ではいろんな事故が起きた。周産期医療健診の問題にも係るわけでありますけれども、そういう面でいくとどうなのかどうか。

それから、1回の健診費用がどのぐらいかかっているのか。これはずっと先ほども出たのですけれども、県の分担金が 4,500 円、私の調査したときは 4,500 円という話だったのですけれども、1人の健診の費用がどのぐらいになってくると、その割合というのは個々に実費で出していくようになってくると。それは町からも補助としては出てくるのだらうと思うのですけれども、それはどのぐらいの割合になるのかどうか。

既に2月までに5回、6回の健診が終わってしまっている人、この人がこれから 14 回までの健診を受けようという場合のあるいはそれだけ受けなくても済んでしまうのかもしれないのですけれども、そういう形の問題についてはどういう形で認められていくのかどうか、それをお聞きしておきたいと思います。

それから、大変な不況の中で経済的事情も厳しい人もいると思うのです。そういう面になってくると、14 回にふえていくことによって個人の負担割合というのが若干ふえていくのではないかと思うのですけれども、それらも含めてすべて公費負担としていく形で補っていくのかどうかもお聞きしたいと思います。

それから、その下の第6款の農林水産業費の関係でありますけれども、農業施設、2目、鎌形地内の農業歩道舗装事業、工事の関係ですけれども、これですべて鎌形の農地舗装工事というのは完了するのかどうか。例えば残る面積がどのぐらい割合として出てくるのかどうか。あるいは大蔵地内のほうまでまたがってくるのかどうか、その辺も含めてちょっと伺っておきたいというふうに思っております。

それから、42 ページの第9款の消防費の関係の防災対策、これハザードマップを作成これからするわけでありますけれども、これ全戸配布対象に

していくのかどうか、そのことをお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 答えをいたします。

定額給付金の関係でございますけれども、寄附の呼びかけの方法についてということでございますが、できましたらこの定額給付金をいただくか辞退するかという文書を入れまして、郵送させていただいて、辞退する方については町の里地里山づくり等に寄附をしていただけますかという文書を入れさせていただきますと考えております。

次に、振り込みの確認方法でございますけれども、まず町から7,000世帯に郵送をさせていただくわけですが、今度はまた郵送で返していただくと。そのときにはまず1点目は身分証明になるものはコピーをいただくと、全員からいただきます。あと口座番号については、法的な、例えば税金等の振りかえをしている口座であれば、証明書は要りませんけれども、そうでない場合には口座の証明書を本人名義であるかという証明書を添付をしていただくようになるかと思えます。

また、職員体制でございますけれども、今考えておりますのは、臨時職員を2名使いまして、政策経営課の職員でやっていくのですが、なおかつ臨時職員を2名6カ月間、1カ月当たり15日ずつ来ていただいて対応していければと考えております。また、これに対応できない場合は、時間外で各課のご協力をいただくかもしれませんけれども、時間外でご協力をいただいて、この事務事業を遂行していければと考えております。

あと給付の時間帯でございますけれども、基本的には郵送して口座に振り込みますので、町で郵送して、今度は申請が帰ってきますので、それを月2回程度で口座に振り込んでいきたいと考えております。それがまず一つの方法。

第2段といたしますと、今度は郵送して直接町のほうへ持ってくる方がいますので、そういう方の受付をしてまた現金を口座に振り込む方法。

あと第3段としますと、町が郵送して口座番号等を持ってこないで、現金で欲しいという方が最終的に出てくるかと思えますので、そういう方については現金でお渡しができるようにということで、3段階でこの定額給付金の事務を遂行していきたいと考えております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 寄附の呼びかけについては、どなたか。

○7番(河井勝久議員) 答えたよ。

○柳 勝次議長 答えました。失礼しました。

次に、妊婦健康診査の件ですけれども、この件については、畠山議員から一般質問で出ておりますので、そのときに回答していただくということで了承いただけますか。

○7番(河井勝久議員) ちょっとそれは.....

○柳 勝次議長 わかりました。

それでは答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えをいたします。

39 ページの妊婦健診の補正の関係でございます。町は今回補正をさせていただきますして、2月1日から一応遡及適用し、助成をしてまいりたいというふうに考えております。それで支払い方法については償還払いで行いたい。ただ、これは全県の市町村がすべて2月1日から始めるということではございません。多分半分ぐらいの市町村になるのかと、後は4月1日から新規に始めるところが多いようでございます。

それから、今ご指摘いただきましたように、平成 22 年度、23 年の3月末で国の助成というのが終わるわけでございますけれども、その後につきましては、国もその後検討を重ねるでありましょうし、また県内の市町村も検討すると思っておりますので、そういった意味では町としてはまだ不確定と今後検討してまいりたいということだというふうに思います。

それから、健診の費用の関係でございますけれども、5回目、6回目以降 14 回までの9回分、この費用につきましては、今県と県の医師会のほうで協議を重ねているところでございまして、3,000 円ないし 4,000 円とかという話も今出ているところでございます。その辺のところを決めていただいた金額で町のほうは助成してまいりたいというふうに考えております。仮にその助成金額と実際かかる費用、その差額が出た場合にはそれは個人負担分になる可能性があるということでございます。ちなみに、これ妊婦健診、今まで1回目から5回目まで助成をしているわけでございますけれども、それぞれに金額が違ってございまして、例えば1回目ですと、お一人の方 7,750 円、2回目だと 4,250 円と3回目が 7,610 円、4回目が 5,950 円、5回目も 5,950 円と、4,250 円から 7,750 円の範囲で助成を、その健診項目によってこの助成費用というのは変わってくるわけでございますけれども、今しているような状況でございます。

2月1日以降の人の対応ということでございますけれども、今私どもで把握しておりますのが、母子手帳交付済みでまだ未出産の方、こういう方が把握ができてございまして、約 100 人いるだろうと。そういった方の後の生まれる

までの6回目以降の助成を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、水島産業課長。

○水島晴夫産業振興課長 今回の舗装の関係なのですが、まず鎌形地内の舗装ですけれども、今回予定をさせていただいたのが南部の土地改良区域地内なのですが、それで今回で終わるかということなのですが、まだかなりの数で残っているので、全体の数量については把握はしてないのですが、かなりの路線が残っております。今回予定させていただいたのが鎌形の365号線と379号線でこの路線につきましては、毎日利用者が使っていて毎年穴があいたりして、修繕を行っている路線でございます。それでまだかなりの路線数が残っているのですが、たまたま今回こういったいい事業があってできるということで、計上をさせていただいております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 ハザードマップの関係でございますけれども、議員さんご承知のとおり、埼玉県では地震の被害想定の一掃直しを行ったわけでございます。そういったデータ、それから町の持っている建物の建築年次ですとか構造ですとかそういったデータ、これを使いまして、地震が発生した際の危険度のマップをつくるという内容でございます。それとあわせて避難場所や避難経路、こういったものもその図面の中に落としていくと。これは町民の方がみずから耐震化、自分の建物の耐震化に取り組んでいただいたり、地域においてその地域活動に取り組んでいただく、そのきっかけになるものというふうに位置づけられておりまして、町では毎戸配布をしたいというふうに考えております。

○柳 勝次議長 第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 定額給付の関係ですが、先ほどのお話で大体わかったのです。寄附の関係ですが、寄附していただければ特別基金をつくっていくのか、一般会計にそのまま入れてしまうのか、そんないろんな方法があるのだと思うのですが、それはどういうふうにしていくのか。

それから、例えば我々みたいな議員は寄附行為できないわけですね。そうすると、要らないといってその場でそういうものはできないというものもあるということです。そういう者に対する配慮というのはされるのかどうか、その辺はどういう形を対応できるのかどうか、ちょっとお聞きしておきたいと思い

ます。

それから、先ほど現金で渡すというのがあったのですけれども、現金で渡す方法というのは、その窓口にそのまま渡してしまうのでしょうか。そこら辺がちょっとまだわからないのですけれども、あくまでも口座をつくってくださいとか、その場でただ印鑑のやりとりだけで引き渡すとかということになるのでしょうか。その辺はもうちょっとお聞かせ願いたいと思います。

妊婦健診の問題は、先ほども議長言いましたように、何か一般質問のほうでも出ているということであります。なるべく個人的な負担がふえないで、妊婦は健診すればするほどいろんな面で安心も出てくるということもあると思いますので、そういう面での配慮はしていただきたいというふうに思っております。

それから、鎌形地内の舗装の問題、これ農道舗装の問題ですけれども、かなりの部分が残るということでありますと、これ暫時進めていかなければならない問題も出てくるのだらうと思うのです。私も見ますと、相当の部分が残ると。要望も多いわけですから。もうずっと前から要望も出ていたという形では、これらの補助事業になってくるわけですから、ぜひそういう面では今後も進めていただければと思っております。

それから、ハザードマップの関係で飲み水確保の問題で、例えば水道やなんかこういうのがとまってしまった場合には、どことどの水については飲めますよとか、そういうものまでは全部入れたような形になりますか。川の水だとか単なるわき水、わき水が中心になってくると思うのですけれども、例えば井戸だとかそういう問題では、水というのは一番大事な問題ですから、そういう面も含めてこの中で研究していただけるかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

定額給付金の関係で寄附をいただいた場合ということでございますが、基金の関係ですけれども、現在里地里山につきましては、ふるさとづくり基金の中で管理をしております、現在寄附をいただいた額が 60 万 6,000 円ほどございます。ですから、この寄附をもしいただいた場合には、このふるさとづくり基金に積み立てをさせていただくというふうに考えております。

あと寄附に対する配慮ということでございますけれども、確かに特別職、町長とか議員さんにつきましては、寄附行為が禁じられておりますので、町民の方々もそういう寄附行為の禁じられた方々については、十分ご理解をいただいているかと思っておりますけれども、町といたしましてもその文書の中で

寄附について、もしご辞退をするとそのお金はすべて国に返すことになりますので、できればご辞退する人がいれば、寄附をしていただければありがたいかということで、寄附についての説明をした文書を入れさせていただければと考えております。

また、現金で渡すということは、これ最終手段でございまして、窓口で来たから、「はい」っていうので順々渡すのではなくて、やはり現金でいただく方については、曜日を設定をし、町民ホール等でそこで現金をお渡しをしていければと考えております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 河井議員に確認しますが、鎌形の舗装については要望という形でよろしいでしょうか。

○7番(河井勝久議員) はい。

○柳 勝次議長 続いて、安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 ハザードマップに飲料水の関係が入るのかというお尋ねでございしますが、このハザードマップは先ほど申し上げましたように、嵐山町を250メートルのメッシュで表示をしていくのですけれども、個別のもの、今議員さんお尋ねの問題については、地域防災計画の中がその役割でございまして、飲料水をどう確保するかあるいは井戸水の調査をし、それをどう防災上に位置づけるかあるいはさまざまな浄水器の問題ですとか、水道水源の問題ですとか、そういったものについては、そちらの個別計画の中に位置づけられているということで、ハザードマップの中には入っていないということでご理解いただきたいと思います。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 定額給付金なのですが、嵐山町ではいつからこの体制をとっていくのか。実際配るのはいつごろになるのか、伺いたいと思います。

それとこれについて私の態度というのは別にして、国が決めることです。この形です。やるからには町内での使用というのをやっぱり町民には呼びかけていくべきだというふうに思うのですけれども、そのお考えはあるのか伺いたいと思います。

それから、直接現金を渡すということで、当然お考えになっているのですけれども、本人確認というのはどんな形でされるのか、伺いたいと思います。

それとこの定額給付金の事業の中で町の持ち出しというものはあるのかなのか。あった場合、金額で幾らぐらいになるのか伺いたいと思います。

子育てについても町内での使用というのをやっていただきたいと思います。

す。

それから、菅小のトイレなのですが、45 ページですが、トイレを改修することなののですが、これ小学校全部のトイレが改修できる金額なのでしょうか。もし違うのであれば、どこの場所だとか教えていただければと思います。

とりあえず以上です。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 答えをいたします。

定額給付金のいつから体制をしていくかということでございますが、この議会で議決されれば順次作業に入りたいと思っております。

〔何事か言う人あり〕

○金井三雄政策経営課長 まず体制はそれでやっていくということでございます。

この体制で3月末か4月上旬に手紙を発送を考えております。4月の末には第1回目のお金の口座振替ができればというふうに考えておりまして、月々2回程度口座に振り込んでいければと思っております。

次に、町内での使用の呼びかけでございますけれども、これにつきましては、地域振興券みたいなものをセットでした場合ですと、そういうのも呼びかけも必要かと思っております。今の段階ではちょっと呼びかけることについては検討しておりませんでしたので、ご質問いただきましたので、これにつきましては今後研究をしていきたいと思っております。

次に、本人確認でございますけれども、本人確認につきましては、身分証明書を持ってきていただくということが本人確認、それと口座の証明書等、現金の場合は本人確認の証明書を持ってきて、持参していただくということになると思います。町からの費用の持ち出しにつきましては、今のところ考えておりませんで、全額国の費用で賄えればと考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、45 ページの菅小のトイレの関係で答えをさせていただきます。

先ほど政策経営課長のほうから防球ネットとトイレということで、私どもといたしますと、主体は防球ネットのほうに置きたいという考え方を持っております。と申しますのは、現地行っていただければわかるのですけれども、穴があいてしまったり、かなりちょっと老朽化がひどいという状況でございますので、私どもの考え方といたしましては、原則的には防球ネットのほうに重

きを置いていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、予算的にはここに 581 万 1,000 円ということを書いてあるのですが、若干残りがありますので、600 万円ほど予算ございますので、例えば入札差金とかそういった範囲の中でいわゆるトイレの改修のほうに向けていきたいというふうに考えております。ですので、ちょっと全部ができるかというふうな考え方ですけれども、ちょっと全部は難しいかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 今回の補正予算、国の第2次補正予算の関係で新たなものを急遽取り入れたということに対しましては、町の執行の大変な努力に対しまして心から敬意を表する次第でもございます。ただ、この7ページにも繰越明許費がこれだけ多く出ておるわけですが、これが職員なかなか大変だとは思いますが、対応につきましては、万全を期していただきたいと思いますが、その対応策についてどういうふうにやるのか、ちょっと伺いできればと思っております。

それから、43 ページでこれも防災の関係でございますが、この国の制度を使った地域活性化生活対策事業ですか、これを活用してやるということでございまして、ただこの工事費が 250 万ということで避難場所標識設置ということが出ております。これにつきましては、避難場所の標識の設置というのは、かねて私どもはやるべきだというふうに申し上げてはおりますが、内容的なものがわかりましたら発表できるようなものがありましたらお願いできればと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 私のほうからは避難場所の工事請負費についてお答えをさせていただきたいと思えます。250 万円予算をお願いしてあるわけですが、主要な防災拠点に避難場所の標識を設置をしたいというものでございます。平時から災害に対しての意識を高めていただくということが大きな目的でございます。数につきましては、23 カ所を予定しております。嵐山町避難所が全部で 50 カ所でございます。この 50 カ所のうちの 16 カ所、それから避難場所、これは避難の広場になるわけですが、それでも、26 カ所指定がございまして、その 19 カ所、重複している部分もございまして、その 23 カ所になるわけですが、また、看板は「避難場所」という大きな文字とサイン、これ国で決められたサインがございまして、

それらをついた看板でございます。夜間でも反射をしまして、目につくカプセルプリズムという加工が施してございます。そういった予定で今考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に高橋副町長。

○高橋兼次副町長 繰り越しの関係については、私の方からお答えを申し上げます。先ほど政策経営課長のほうからお話がありましたように、全体では 17 事業になっております。そのうち国の関係が 10 事業ということで、一番大きいのはやはり定額給付金の事業かというふうに思っております。それは先ほど申し上げましたように、臨時職員あるいは場合によつたらそのほかの課からの応援をいただいて支給について万全を期していきたいというふうに考えております。

国の補助事業以外のところが幾つか都市整備課の関係等でございますけれども、これはほとんどがいわゆる用地補償の関係で登記の事務と申しますか、個人的な例えば抵当権がついているとかいう関係で年度内の処理ができないというのがかなりの本数でございます。したがって、それは時間が来れば決まりがついていくのかというふうに思っております。1-14 号線については、カンセキとの関係がございまして、これも一定の方向が出ましたので、既に材料の準備も始まっております、そんなに先によらずに恐らく4月中か5月ぐらいには決まりがつくのかというふうに考えております。そのほか国の事業等いろいろあるわけでございますけれども、現在の職員の体制というのは、既に人数等決まっております。したがって、やはりたくさん事業を抱えている課については、負担がそれなりにかかってくるかというふうに思っておりますけれども、それは特段の配慮というのはなかなか難しいのかというふうに思っております。その課の中の応援を係相互間等で行いながら、きちっと決まりをつけていきたいというふうに思っております。いずれにしてもこんなに繰り越しの事業が多いというのは、先ほど国の政策の関係がほとんどでございますので、それについては、できるだけいろいろ調整をしながら万全を期していきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) ただいま繰越明許につきましては、万全を期していきたいという答弁でございまして、職員なかなか大変でございましょうが、経済の活性化というものも多少は含まれてくるわけでございます、ひとつ万全を期していただきたいというふうに思います。

それから、この避難場所の件ですが、23 カ所だということなのですが、

誘導の件については、今その避難場所の設置のところからどこにありますよという、そういうものは考えてないのですか。その避難場所がここだという、避難場所の看板をつくと。ただ、こういうところへ、こっちが避難場所だとかそうした案内は今のところ考えてないのかどうか、その点をお聞きしておきます。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 お尋ねはその周辺のところからその場所に行く、誘導するような場所、標識も考えられないのかということでございますけれども、今回は議員さんからもご質問いただきました。それから郡内の調査も実施をいたしました。そして、今回このような 10 分の 10 というふうな補助金がいただけするというふうなこともございまして、課題がこの時点で解決できるというのが大きなことなのかと思うわけですが、防災の件につきましては、備蓄品からすべていろいろ課題がございます。やりたい事業が本当にメジロ押しでございます。その中で今回はこの避難所あるいは避難場所の標識をつけさせていただくということでございまして、その辺でぜひご理解をいただければと思います。

○柳 勝次議長 第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 何点か伺うのですけれども、33 ページになりますけれども、老人福祉費と障害者福祉費がそれぞれ減額になって、これ最終で減額になってきているのですけれども、給付事業の減額というのは皆さんが利用しにくいから減額、障害者福祉サービス利用の減額とか自立支援医療費事業費の負担金、これは医療に使わなかったということでわかるのですけれども、使いにくいということがあったのかどうかということです。それと老人福祉費もホームヘルプサービスと老人デイサービス、それから包括支援センターも減額になっているわけで、これの理由というのをどのようにお考えになっているのか、伺いたいと思います。介護認定がうまくいかなかったとかそういうふうなことなのかあるいは利用料を払うのが大変という形で皆さんがそのところを少なくしているということなのか、分析をしていただきたいと思うのです。

それから、35 ページなのですけれども、児童福祉費で育児支援相談員の勤務日数の減少に伴い賃金を補正するものとなっていますけれども、育児支援相談員の勤務日数の減少というのは、具体的には必要がないと思ったから減少するのか。それとも町の予算の関係上減額していくのか、その点伺いたいと思います。

それと 43 ページになるのですけれども、ハザードマップの関係なのですが、きのう私埼玉県のハザードマップというのでずっとホームページ検索していましたが、やっぱりありました。ほとんど洪水調整と洪水と地震と2つセットになって各市町村が、各市町村といってもまだ少ないのですけれども、ホームページ上に出ているのです。なぜ地震だけの防災にしたのか、洪水調整というのまでは考えなかったのか。これは洪水のハザードマップについては、水害対策基本法かなんかが多分 2001 年に制定されて、その後ハザードマップをつくるようにというふうに奨励されてきているわけなのですが、嵐山町ではそのところまでこれに対応しなかったという理由というのを伺いたいと思います。

それから全体的なことなのですけれども、せっかく資料としていただきましたので、定額給付金の給付事業のQ&Aというのを全部読ませていただきました。その中で一番おもしろいと思ったのは、おもしろいというかこれはちょっと聞いておこうと思ったのですけれども、定額給付金事業は自治事務であるというふうに書かれてあるのです。そして、自治事務としての行為の内容はどんなものかという、自治体から町民への贈与であるというふうに書いてあるのです、これのQ&Aでは。私はこれは自治事務ではなくて、法定受託事務を無理やりやらされているというふうに感じているのですけれども、その点についての町長の見解を伺いたいと思います。これを今の状況では、拒否することができないので、自治事務ではないだろうというふうに思っています。そのことをどのようにお考えになるのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

33 ページの給付事業の関係の減額です。ご指摘いただきましたように今回減額をしていただく項目が幾つかございます。初めに、自立支援医療の関係の減額につきましては、これは予定していた手術を受けた方がいらっしやらなかったりとか、あるいは抗免疫療法を受けている方の月額費用が安かったりとか、そういう関係で 111 万 7,000 円ほどの減額でございます。

それから、障害者福祉サービスの利用料助成事業につきましては、定額負担部分については1割の定額負担部分ですけれども、これの助成を行っているわけでございます。ご承知のように、この個人の負担する部分、これが当初は1万 5,000 円が限度だったものが、今 10 分の1の 1,500 円、そういう形で金額がどんどん、どんどん下がってまいりました。これは国の施策のほうで変わっている部分でございます。そうしますと、その1割あるいは

3割としますと、150 円とか 450 円、そういうような月額の助成になってしまいうわけですが、そういったことも含めまして利用される方も少なかったし、その給付する額も少なかった。それによる減額ということでございます。

それから、老人福祉費の関係でホームヘルプサービスの委託料あるいは老人デイサービス運営事業の委託料、この委託料につきましては、介護保険で非該当になった方、65 歳以上の高齢者ですけれども、そういった方を対象にしております。当初見込みましたのが、ホームヘルプサービスで申し上げますと、大体年間 864 時間ぐらいの利用があるだろう。これが 528 時間実績が、済んだということでございます。老人デイサービスのほうは年間 311 人ぐらいの方が利用されるであろう。これが実績見込みでは 72 人ぐらいと。この大きな減額であったり人数の減だったりするわけでございますけれども、なぜこうなったかと申しますと、こういう非該当の方が介護認定をされたあるいは入院をされた。そういった結果、実際にご利用される方が少なくなったということでございまして、担当課ではそういうふうに分分析をしているところでございます。ですから、ご質問の中に少しありましたが、使いにくくなったとか利用しやすい制度ではないということではないというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 ハザードマップの関係でございますけれども、ハザードマップは災害危険箇所分布図というふうに言われておるわけでございますけれども、議員さんご案内のように、埼玉県では洪水ハザードマップと地震ハザードマップの作成を市町村に義務づけております。ただ、嵐山町は洪水ハザードマップについては、指定区域外というふうなことでございまして、これについてはつくることは今のところ考えておりません。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

このQ&Aの関係ですけれども、ここにあるとおり、市町村の助成金と同様に民法上の贈与契約でありますよと。それで今お話ですと、国が全部決めてしまってこのとおりやりなさいということだからということなのですが、これでうちのほうがやらなければ返すわけですので、あくまでも町の考え方でやっていくのだらうという考えのとおりでございまして、そのように町としてもやっていきたいと考えています。

○柳 勝次議長 第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 先ほどのちょっと定額給付金の答弁で3月中に

通知を出すという話だったのですが、定額給付金については町費で使う部分はないという話の中で、全額繰越明許になっていると思うのです。ということは、3月中に通知は出せないのではないかというふうに思うのですが、繰越明許分、町費分を出すということであればまた別の話なのでしょうけれども、町費は使わない、繰越明許費は減額するということになると、4月以降の通知でないと予算執行ができないというふうに思うのですが、その部分だけお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから自立支援法の関係で自立支援医療ですけれども、該当者がいないあるいは使った金額が安かったという答弁だったと思うのですけれども、例えば更生医療や育成医療、それから精神通院医療について、自立支援法ができたために1割の応益負担がかかってきていると思うのです。それによって利用者が自立支援法が施行前は公費で見ていた部分が相当あったと思うのですけれども、1割負担になったために利用者負担が上がってきているためにそれで使いづらくなっているというふうな統計も出ているということなのですけれども、嵐山町の中ではそういった3医療の中の利用者が使いづらくなっているあるいは負担がふえてきているということはないでしょうか。それをお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、43 ページの防災訓練の中止の関係なのですけれども、まず理由をお聞きしておきたいというふうに思います。それで今後というか今年予定をしていたわけで、中止になったわけですから、来年に実施する予定があるのかどうか、あわせてお聞きしておきたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 答えをいたします。

28、29 ページのところに定額給付金事業が歳出で載っているかと思えます。前のところに7ページに繰越明許費で載っているかと思えます。この28、9に載っているということは、20 年度も支出が可能です。それで21 年度もできますよと。これについては、6月に繰越明許計算書というのを議会に提出いたしますが、その中で20 年度でこれだけ使って、21 年度は繰り越しがこれだけですよというのを計算書をつくって、また議会に報告をさせていただくということになるかと思えます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 続いて井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 答えをいたします。

33 ページの自立支援医療の負担金の件でございますけれども、今お話があつて、一部負担が上がったために使いづらくなっているような状況ではないかというようなお話でございますが、先ほどの減額のことで申し上げ

ますと、心臓機能手術、これを予定していた方がされなかったのも、その減額が一つありますよと。

もう一つは、抗免疫療法の方です。これは腎臓でありますとかHIVでありますとか、そんなような関係なのですけれども、そういった方の月額単価が若干下がったということでごさいます、決してその人数が少なくなったということではございません。その自立支援医療を受けていただいている方の数そのものは変わらないで利用されております。そういったことでその使いづらくなったというか、一部負担金が上がったので使いづらくなったということは考えてはおりません。この中で一番自立支援費の中で一番市町村として多く負担しているのが、実は生活保護受給者の人工透析の部分です。これが市町村に県から移ってきまして、これで大体1,560万円弱ぐらいのお金を出しております、この部分が大きな部分を占めていると。その他の以外のとにつきましては、今申し上げましたように利用者が減っている状況ではなくて、単価の改正で下がっていると、決して利用者が使いづらくなっているわけではないというふうに担当課では考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 防災訓練の中止の理由、それから来年度以降の考え方でございすけれども、防災訓練、まず菅谷中学校あるいは小学校を中央会場といたしまして、大規模な防災訓練を実施をしようというのが平成20年度に予定をしておりました。これは本当に7年ぶりあるいは8年ぶりというふうな大きな防災訓練を予定しておったわけでごさいます。これには県防災あるいは防災ヘリですとか、そういったものもお願いをしながらやっていこうというふうに考えておったわけでごさいます。この所管をするグループがあるわけでごさいますけれども、そこはこれのほかにこの事業のほかに入札制度改革ということで、新たな入札にかかわる契約にかかわる電子入札等の改革にも取り組んでおりまして、そういった順調にこの仕事をする考え方であったわけでごさいますけれども、総務課以外の極めて人数の少ない課において病休職員が発生してしまったと。そういったところは少ない人数ですから対応ができないというふうなこともございまして、総務課の職員、それから臨時職員を急遽雇用いたしまして、それで乗り切ったというふうなことがございました。そういったことが緊急事態として発生をいたしまして、この防災訓練は毎年ご承知のとおり9月に実施をするわけでごさいます、どうしても20年度においては緊急的にこの実施ができなかったというふうな理由でごさいます。

なお、新年度以降については、この実施をする考え方に変わりはござい

ませんので、我々としてはぜひ実施をし、災害に備えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) すみません。では繰越明許の考え方についてちょっとお聞きをしておきたいのですけれども、定額給付金の場合は補正額が3億896万7,000円で、その中に先ほど言われた印刷製本費から役務費の部分も含めて入っているというわけなのですけれども、それで繰越明許が同じ3億896万7,000円、補正額と同じだと思うのです。そうしますと、繰越明許をするにしても全額繰り越すという形ではあるのですけれども、それは例えば今年度には使えるという形になるわけです。そうすると、3表で載っている繰越明許については、全部そういう考え方でいいという形でいいわけですね。それだけ確認しておきたいと思います。

それから、自立支援法との関係では、自立支援法施行前の例えば更生医療や育成医療の場合については、公費負担分があったと思うのです。その公費負担分と現在の自立支援法が施行になって1割負担が導入されてきたわけなのですけれども、その部分の費用負担というのは、実際の例えばその人個人個人によっては多少違うとは思いますが、費用負担が上がったケースというのは、どういうケースがあるのでしょうか。それだけちょっとお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、防災訓練についてはいつという明言はこれからということまでわからないということでもいいのかどうか、お聞きしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

まず最初に金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

繰越明許費7ページにございます定額給付金3億896万7,000円がございますが、これについては20年と21年でこれだけ使いますよという金額を議会で承認をしていただくということでございますので、20年でも21年でも使えますよ。21年の6月の議会に繰越明許計算書というのをつくりまして、20年度にこれだけ使いました、21年度にこれだけ使いましたという報告書を出させていただくということになります。8ページのところに債務負担行為の補正があるのですけれども、例えば債務負担行為の補正につきましては、その年度にお金を使わなくても次の年に払いますよといった場合には、こちらの債務負担行為を使っていくのがいいのかと思います。ですから、両方の年度使うのであれば、繰越明許ということになるかと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

施行前の更生医療あるいは育成医療、精神通院医療もそうだと思いますけれども、それは一本化されて自立支援医療という形になったわけでございますけれども、それとそのときの公費負担、それから今の自己負担、上がったケースはどのようなケースがあるかというようなお尋ねでございますけれども、なかなか私もそこまで内容を細かく承知してない部分があって申しわけないと思いますけれども、自己負担分が当然あるわけございまして、例えば先ほど申し上げた抗免疫療法、これにつきましては月々の費用が大体12万円ぐらいかかります。そのうちの自己負担は4万2,500円とそれと12カ月で7人ということで651万円ほどの予算をとっておりますけれども、そういった部分の自己負担分が前と比べてどうかということでございましょうけれども、その辺についてはちょっと詳細に私のほうで確認していないのが今の状況でございます。申しわけありません。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 防災訓練につきましては、新年度以降実施をしたいというふうに考えております。予算につきましては、余りかけないで実施をしたいと、このように考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 自立支援医療なのですが、施行前の場合は応能負担だったと思うのです。自立支援が導入されて、それが応益負担に変わったということなのだと思うのですけれども。そうすると、それによって応益負担に変わったわけですから、今まで応能負担だったものが応益負担に変わるということは、診療の内容によっては個人負担が相当多くなってくるというふうに思うのです。そういうことで利用しづらくなったというか利用抑制が進んでいるのではないかというふうに思うのですが、その辺の今回減額された理由はそういった部分というのは含まれているのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

今ご指摘いただきましたように、応能負担から応益負担へと変わったわけございまして、これで応能から応益に変わったことによりまして、すべての方が負担がふえたわけではないと。応能が応益に変わって下がった方も

中にはいらっしゃるというふうに思います。そのことが利用料すべて抑制しているのではないのかということでございますけれども、自立支援法が施行されましてから施行前と施行後の利用者の数というのが、それは極端に減っているということになれば、それは確かに抑制がかかっているというふうに判断ができると思いますけれども、そういうことはございませんので、私どものほうでは利用の抑制がかかってないというふうに判断しております。

以上です。

○柳 勝次議長 第 12 番、松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは2点ほどですけれども、質問をさせていただきます。

ページ数でいきますと、28 ページの広域路線バスの関係なのですが、25 万 3,000 円ほどの増額だということですが、これはこの内容でしょうか、これからこういうことは理由があるから補正を組んだのでしょうか、続くことなののでしょうか。あるいはこの原因はどういうことなののでしょうか、お尋ねをいたします。

それともう1点なのですが、41 ページになりますけれども、道路の照明灯の関係ですけれども、電気料及び修繕費というふうにはなっておりますけれども、特に修繕はどういうようなことが原因で修繕をしなくてはならなくなったのか、お尋ねをします。

それとこれは光熱水費と分けてございますが、年度当初にも分けて特別に補正を組むわけですから 100 万から原因があったのかというふうにも感じているのですけれども、内容的なものをお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

まず最初に金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

広域バス路線の 25 万 3,000 円の増額補正でございますが、これにつきましては、事業費として全体で 2,092 万 372 円かかります。そして、運賃収入が 766 万 6,763 円でございます。そうしますと 1,325 万 3,609 円が嵐山町とときがわ町さんの負担になるということでございます。そのうちときがわ町さんが負担する額と嵐山町で負担する額で、特に嵐山町の場合は循環器センターさんのバス路線がございまして、それが全体の費用としますと 798 万 2,434 円かかっております。それで運賃収入が 175 万 5,985 円ということで、1,300 万のうちの循環器のほうに 622 万 6,449 円がございまして、かなりこちらで費用がかさんでしまっていると。後はときがわ町と嵐山町の路線につきましては、ときがわ町さんが 362 万 9,000 円、嵐山町

が 339 万 7,000 円ということで、ときがわ町さんのほうが 52%、嵐山町が約 48%2路線のほうでは負担をしているということでございまして、全体経費から運賃を差し引いた額の負担割合で支出をしていきますので、今後も収益が落ちれば負担は多くなるし、収益が上がれば負担が少なくなる。ただ、1,300 万ぐらいの総体の費用負担には今後もなっていくかと思えます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 お答えいたします。

照明灯の関係の修理の理由ということなのですが、一番多いのが球切れです。それと器具の交換というのかなりありまして、年間にしますと二百数十基ぐらいが修理をしているという状況でございます。

それとまた光熱水費の関係なのですが、電気料金には夏場料金と冬場料金がございまして、今回冬場料金のほうで平均しますと5%ぐらい冬場のほうが料金上がりますので、その分が足らなくなるというものの補正をお願いするものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第 12 番、松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) バスのほうだけすみませんが、もう少しお尋ねをさせていただきます。いわゆる収益的なお金のほうが上がらなかったからこういうふうにもた補正を組まなくてはだというような形のですけれども、これについて対策といいたほうがいいでしょうか、もちろん乗ってくれることが一番ですけれども、町のほうで来年度から何か考えていることがありますか。当初も看板だかいろんなものも考えていたようですけれども、その辺のことも少しお聞かせいただけたらすみません。お願いします。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

2点ほど考えておりまして、バス路線の見直しを今検討を始めたところでございます。それと後、先日うちのほうの課の中で話をしたのですが、バスにまず乗っていただくことの方法、どういう方法があるかということをしていろいろ検討しているのですが、例えば町の会議をバスの路線にあわせてしていく。ですから、議会の議員さんもバスに乗ってきていただくような時間帯で議会を開くとか、そのような方法、まず町でも利用していただけるような方法、町民の方々にも不満足度が 50%あるわけですから、利用して、権利だけでなく義務を果たしていただくように町民の方にも乗っていただける方法、こういうものをもう少し詰めていったらどうかというふうにも今うちの課の

中で協議をしております。このような点でもう少しバスの効率のよい運行ができればと思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対討論。

第 13 番、渋谷登美子議員。

〔13 番 渋谷登美子議員登壇〕

○13 番(渋谷登美子議員) 13 番議員、渋谷登美子、反対討論いたします。

一般会計補正予算案につきましては、国の定額給付金事業が大きく含まれておりまして、10 分の 10 の補助金率のものが今計算しますと約3億 5,000 万円ほど加わっております。これを自治事務というふうに言うことはできないと考えております。これはあくまで国からの法定受託事務を強制的に、それも判断をすることが難しいような状況で行わされている事業であると考え、このような事業を地方自治体が行うこと自体が地方分権に反するものと考えますので、この補正予算案には反対いたします。

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 12 号議案 平成 20 年度嵐山町一般会計補正予算(第5号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時54分

再 開 午後 3時12分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 11、第 13 号議案 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第13号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第13号は、平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,833万3,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を17億7,340万2,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは議案第13号の細部について説明をさせていただきます。

まず、66ページをお願いいたします。66ページ、歳入でございます。3款国庫支出金の1項国庫負担金、1目療養給付費負担金につきましては、1,440万8,000円を増額し、補正後の額を3億2,241万2,000円とさせていただきます。これは今回歳出補正でお願いいたします一般療養給付費の増額に伴いまして、これに対する国庫負担分を増額させていただきます。2目の高額医療費共同事業負担金及び6款県支出金の1項1目高額医療費共同事業負担金は、額の確定によりまして国、県負担分を補正するものでございます。

以下8款共同事業交付金、9款財産収入及び10款の1項1目一般会計繰入金につきましても、それぞれ確定による補正でございます。

なお、8款共同事業交付金の補正額が多くなっております。こちらにつきましては、当初予算の計上に当たりまして、国保連合会から示されました概算見込額の積算に一部見込み誤りがございまして、そのため補正額が多くなっております。

次に、68ページをお願いいたします。10款繰入金の2項基金繰入金、1目保険給付費支払準備基金繰入金でございますが、歳出補正におきまして一般療養給付費を増額させていただくことに伴いまして、ここの基金から2,000万円を取り崩し、これを繰り入れるものでございます。この繰り入れによりまして20年度末の基金残高は5,276万円ほどになる予定でございます。

次に、70ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費の1項1目の一般管理費の補正でございますが、高齢者医療制度のシステム改

修のために電算委託料 31 万 5,000 円をお願いするものでございます。これは制度の改正に伴いまして、本来前期高齢者の 70 歳から 74 歳の方の個人負担割合は、20 年 4 月から 2 割となっております。それが 20 年度につきましては、1 年度に据え置く経過措置がとられております。この経過措置が 20 年度の特別対策によりまして 21 年度も継続して 2 割を 1 割に据え置く措置がとられることになりました。このためにシステムの改修が必要になりましたので、ここで改修経費として電算委託料の補正をお願いするものでございます。

次に、2 款保険給付費の 1 項 1 目一般被保険者療養給付費を 6,662 万 4,000 円増額し、補正後の額を 8 億 7,342 万 2,000 円とさせていただくものでございます。これにつきましては、補正前の予算では月平均の療養給付費を一月当たりおよそ 6,700 万円程度で積算されておりました。しかしながら、12 月診療分までの実績では、多い月では 8,230 万円、少ない月で 6,600 万円と差はございますが、この実績を月平均に換算いたしますと、一月 6,930 万円程度で推移をしております。残すところ 1 月、2 月の 2 カ月分の療養給付費を今後支払うわけでございますが、この一月当たりの額を 9,000 万円と計算し、二月分の 1 億 8,000 万円を見込みますと、今回補正をお願いいたします額 6,662 万 4,000 円の不足となるものでございます。こちらにつきまして今回補正をお願いをするものでございます。2 項の高額療養費は、歳入の確定に伴う財源内訳の補正でございます。

第 7 款共同事業拠出金の補正につきましては、先ほど歳入でも申し上げましたが、拠出金額の確定に伴うものでございまして、なお補正額が大きくなっております理由につきましては、歳入と同様当初予算の積算上の計算に当たり示されました概算見込額に一部積算誤りがあったことによるものでございます。

最後に 72 ページでございますが、12 款予備費につきましては、主に一般被保険者療養給付費の増額に対応するために予備費を減額し、対応するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第 9 番、川口浩史議員。

○9 番(川口浩史議員) 70、71 の療養給付費の件なのですが、見込みより多いということで今回ふやしているわけです。それはどういう病気なのか、一般的に多くなっているのか、どんな病気か、それと患者数も多くなっているのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 議員さんお尋ねのどのような病気が多いかということでございます。なかなか療養費につきましては、その見込みが難しいのですけれども、手元の統計、こちらは20年のちょっと古くなってしまうのですが、5月分の診療分、こちらの統計資料がございます。こちらでお答えをさせていただきますと、やはり上位の多いもの、これは循環器系の療養給付費です、こちらが非常に多額になっていると。それから構造的にある程度多いのは、精神系の療養費、こちらは大体慢性的に多い。それからもう一つは、新生物、いわゆるがん、どうしてもこちらのほうの療養費が多い。これはなぜ多いかと申しますと、やはり入院につながってくるということです。外来によるものよりもやはり入院費、これにかかるものが非常に多くなっているというのが療養費の多額になっている原因かというふうに思います。

それから、この一般被保険者の療養費が多くなっていると、こちらにつきましては、制度の改正によりまして、退職者の医療分、そちらが一般の被保険者に移ってまいりました。その形もございまして、一般被保険者の療養費というのは今後もやはりなかなか増額の傾向というのは減らないのかというふうには思っております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 12月までの月平均が8,200万円ということですが。今度のこの3カ月間が9,000万円の見込みを立てるということなのですか。けれども、今までの9カ月分の最高というのか、最高よりも約8,800万ぐらい多くなっている。これからの3カ月間のこの9,000万円の見込みというのは、具体的にはどういうことなのでしょう。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんおっしゃられましたように、今まで12月までの実績ですと、最高いつてますのが8,200万ちょっとということでございます。ここであと2カ月分、なぜ9,000万見込むかということなのですか。けれども、実はこの11月、12月以降限度額適用の申請書、認定書というのでしょうか、こちらを申請される方がそれ以前ですと、大体月1人か2人で行っていました。この限度額適用のこの認定書の申請というのは、普通入院等を前提にしまして自己負担額を上回る部分については、この申請をしておきますとそれ以上納める必要がないということになりますので、この申請が多いということは、入院を予

定されている方が多いということになるわけでございます。11 月以前 10 月までのところだと、大体月平均1、2名でした。ところがこの 11 月以降一番多い月では1月の9人というのがございます。そして、11 月以降では 17 人の方がその認定書を申請をされているということで、その方たちが仮に入院をこの1月、2月でされているということを見込みますと、その部分が非常に従前よりも高額のもものが請求されることが予定されますので、多少多目なのですが、9,000 万円ということで2カ月分を見込ませていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」という人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 13 号議案 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 12、第 14 号議案 平成 20 年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 14 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 14 号は、平成 20 年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定の件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,160 万 6,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 10 億 2,953 万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

〔井上裕美健康福祉課長登壇〕

○井上裕美健康福祉課長 それでは議案第 14 号の細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の 84 ページをお願いいたします。歳入でございますが、3 款国庫支出金の総務費補助金は制度改正に伴いますシステム改修費として 83 万 9,000 円が交付されるものでございます。次に、介護従事者処遇改善臨時特例交付金 936 万 7,000 円でございますが、介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬が 3% 改定されることに伴いまして、介護保険料の急激な上昇を抑制するということで、国の緊急対策による経過措置として交付されるものでございます。町ではこの交付金を介護従事者処遇改善臨時特例基金として積み立てることになります。

次に、6 款財産収入の利子及び配当金 3 万 4,000 円につきましては、介護給付費支払準備基金に係る利子分でございます。

次に、繰入金の一般会計繰入金 84 万 1,000 円は、制度改正に伴いますシステム改修費の町負担分でございます。

次に、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金 52 万 5,000 円でございますが、先ほどご説明申し上げました交付金を基金に積み立て、その後国の特別対策に伴いますシステム改修に係る経費として取り崩して介護会計に繰り入れるものでございます。

86 ページ、歳出をお願いいたします。総務費の一般管理費 220 万 5,000 円は、介護保険制度の改正に伴いますシステム改修費用でございます。次の介護給付費準備基金積立金 3 万 4,000 円は預金利子分を積み立てるものでございます。2 目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金につきましては、保険料の軽減分といたしまして 799 万 3,525 円、周知する経費といたしまして 84 万 7,600 円、保険料改定に伴いますシステム改修費用といたしまして 52 万 5,000 円、合計いたしますと 936 万 7,000 円を介護従事者処遇改善臨時特例基金に積み立てるものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第14号議案 平成20年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第13、第15号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第15号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第15号は、平成20年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定の件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を増額をし、歳入歳出予算の総額を7億7,493万2,000円とするものであります。このほか地方債の変更が1件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、細部説明を申し上げます。

93ページをお願いいたします。第2表の地方債ですけれども、今回の補正によりまして210万円補正をして限度額が2億4,730万円となるものでございます。

それから、100ページお願いします。歳入なのですけれども、第7款の町債ですけれども、210万円補正をして、補正後が3,090万円という補正になります。これは市野川の水循環センターの建設工事に伴う起債であります。

102ページをお願いいたします。歳出です。ここでおわびを申し上げますけれども、財源内訳につきまして、訂正表について出させていただいておりますが、一般財源210万円のところが、これは特定財源の地方債のほうに移させていただきたいと思っております。こうした際に間違いを起こしてしまいまし

て大変申しわけありませんでした。これは市野川の先ほど申し上げました水循環センターの建設工事ということで、3号の水創設工事だそうです。嵐山町の負担割合は30.6%ということでございます。

それから、104 ページをお願いします。地方債の調書なのですけれども、今回のこの補正後、現在高見込みですけれども、一番右の一番下、34 億 3,887 万 7,000 円となるものでございます。

以上で細部説明を終わります。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第15号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第14、第16号議案 平成20年度嵐山町水道事業会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第16号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第16号は、平成20年度嵐山町水道事業会計補正予算(第3号)議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を1,538万8,000円減額をし、合計5億1,906万円に、事業費用を5万8,000円減額をし、合計4億9,536万2,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、細部説明を申し上げます。

114 ページをお願いいたします。予算の執行計画のところでご説明を申し上げます。まず、収益的収入及び支出なのですが、この事業収益、補正の予定額が1,538万8,000円の減ということで、これにつきましては給水収益とその他営業収益でございますが、1節のこの水道料金1,500万円の減なのですが、これにつきましては、この有収水量、当初は274万2,000立米を見ておったのですが、これがそこまでいかないだろうということで、267万6,000立米で2.4%の減ということで、1立米当たりの単価を税抜きで172円に計算をして4億8,300万円になるというものでございます。

それから、その下の雑収益415万8,000円、これは新設加入金なのですが、これも少なくなったということで、これが13ミリが80件、20ミリが10件、30ミリが2件を見ております。

それから営業外収益なのですが、このところの受取利息及び配当金、これは補正の予定額が240万円の増ということで、合計が690万円となるものでございます。この1節の預金利息については140万円、補正後が290万円ぐらいになると。それから、2節のこの有価証券利息、これ100万円の増ということで、合計で400万円ぐらいということでございます。これはもう少しかというふうに考えていたのですが、利率国債のこの利回りが20年の6月ごろをピークにしてだんだん減ってきたということで、9月から12月に償還となる保有していた国債、この更新が思ったほどの利回りになっていないということで、最終的に400万円ぐらいだろうということでございます。

それから、その下のその他雑収益137万円なのですが、これは保険金等ということでございますが、第一浄水場の落雷に対する災害の共済金ということでございまして、これが137万円ということでございます。

それから、今度支出なのですが、事業費用4億9,542万円ということで、補正額が5万8,000円の減ということで、合計が4億9,536万2,000円、これについては減価償却費と資産減耗費、この右側の1節の有形固定資産の減価償却費184万5,000円、それからその下の固定資産の除却費、これが198万6,000円、この営業費用のほうのこれだけを見ると、相殺すると14万1,000円の費用については増と。

それから、次のページの115ページ、特別損失なのですが、これは過

年度損益修正損ということで 64 万 8,000 円、これは欠損処分ということで 51 人おりました。

それと予定の貸借対照表なのですけれども、112 ページをお願いいたします。今回の補正によりまして変更になった部分を説明いたします。1の資産の部の1の固定資産、(1)の有形固定資産のこの合計のところなのですけれども、有形固定資産の合計が 36 億 4,248 万 1,259 円、これは執行計画のほうのところの減価償却費と除却費のこの相殺額 14 万 1,000 円の費用の増ということで、有形固定資産の額については 14 万 1,000 円が減額になっているというところで、この補正前の有形固定資産の合計は 36 億 4,262 万 2,259 円ということになっておりまして、このところで 14 万 1,000 円の減になっているということでございます。

それから、右のページのほうの 113 ページ、ここのところの(2)の利益の剰余金のところの当年度未処分利益剰余金、これが 1,475 万 8,132 円になっておりますけれども、これにつきまして、予算の執行計画のところの事業収益と事業費用、これを相殺すると 1,533 万円になりますけれども、この 1,533 万円については、このところで未処分利益剰余金はその分だけ減ってくるというふうなことで 1,475 万 8,132 円になっているということでございます。

その他については、ご高覧をいただきたいと思います。

以上で細部説明を終わります。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) ページが 115 ページで、特別損失の関係で 51 人と発表あったのですけれども、51 人、それで今地方自治体の中で不況によってかなり外国人登録の人たちがそのまま企業から解雇されて国へ帰るとか何とかという形で、水道料金だとか、そういった公共料金だとかを納めずに夜逃げ同然、夜逃げと言っては悪いのですけれども、そういう形で外国に帰ってしまうというの也不错ありあって、自治体の中でも問題化しているところもあるというお話を聞くのですけれども、この 51 人の中にそういう関係の人たちが嵐山町に今まで含まれているのでしょうか。その辺のところは、例えばどんな割合で例年のとおりの数でこういう形が出てきているのか、その辺のところは調査されているのだったらお聞かせ願いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 お答えいたします。

その辺の外国人等で国に帰ってしまうというふうな人について、そのところでちょっと把握はしておりません。ただ、そういう人も当然水道を使っておりますので、いないということではありませんけれども、数字等についての確認はしておりません。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第16号議案 平成20年度嵐山町水道事業会計補正予算(第3号)議定について件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第15、第24号議案 工事請負契約の変更について(旧鎌形小学校改修事業)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第24号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第24号は、工事請負契約の変更について(旧鎌形小学校改修事業)の件でございます。町立幼稚園の旧鎌形小学校への移転に伴う改修事業の施行に関し、埼玉県住宅供給公社と締結をした基本協定を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林学務課長。

〔小林一好教育委員会学務課長登壇〕

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、第24号の細部説明をさせていただきます。

まず議案書を見ていただきたいと思います。まず最初に契約の金額でございます。この金額につきましては、既に締結し、契約をさせていただいた金額でございまして、8,370万8,000円でございまして、うち取引に係る消費税及び地方消費税が375万8,000円でございます。

続いて、2点目が変更の減額分でございまして、493万2,690円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税が11万3,700円でございます。

次に、減額後の総請負契約金額といたしまして7,877万5,310円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税が364万4,300円となっております。

続いて、次のページに仮変更基本協定書の写しが添付をさせていただいております。

なお、本日朝、別添の資料をA3の大きいものを変更前と変更後ということとでわかりやすいように作りまして、お手元に差し上げてございますので、この変更協定書の内容につきまして、こちらでご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、総則第1条でございます。こちらに変更前ではございませんでしたですけれども、第2項といたしまして、前項の改修事業に下表に表示する土地を駐車場に整備する工事を加えるということでございまして、土地の概要として2筆、大字鎌形2229-1、2227-1の一部ということで、敷地面積が1,269.23平方メートルとこれを加えていきたいというものでございます。

続きまして、第2条が改修事業の期間ということでございまして、変更前が平成21年3月の16日までということでございましたですけれども、これを平成21年3月27日までというふうに改めさせていただきたいというものでございます。

続きまして、事業費総額でございまして、変更前が8,370万8,000円を、7,877万5,310円に改めさせていただくというものでございます。

続きまして、別表2の改正でございます。まず、設計積算費、こちらが460万が382万円に、改修工事費6,300万円が6,204万6,000円に、工事監理費290万円が247万円に、間接費466万円が455万円に、続きまして、消費税額が375万8,000円が364万4,300円に、割賦利息479万円が224万5,010円に、合計が先ほど申し上げた金額となっております。

欄外でございます。まず、利率が3%を1.27%という形で安くなっており

ます。

続きまして、割賦の期間を3年を町の状況等勘案して4年でお願いしたいということでございまして、元金据え置き1年の元利均等償還という形で、年2回、これを1回だったものを2回に、年2回にさせていただくということでお願いをしたいというものでございます。

続きまして、次のページに改修工事の概要につきまして載せさせていただきました。左側が当初契約の内容、それから右側が追加工事という形でさせていただいたものでございます。何点か申し上げてみたいというふうに思います。

まず、当初概要につきましては、仮設工事、そして建築工事、建築工事の中では屋外の階段、ナンバーでいきますと3、4、5、さらには6番の防水工事、それから12番の塗装工事、こちらについては外壁、内壁あるいは13番の内装工事、これは廊下等の床の張りかえ等が入っております。それから外構工事としてはネットフェンスの設置、それから電気設備工事としては配線工事あるいはインターホンの設置工事、それから機械設備としては大便器11台、小便器9台、それから洗面器3台、シャワーの水洗3個、そういったものあるいはエアコン等の設置、こういったものが当初入っております。

それから右側でございます。追加でさせていただいたものは、まず建築工事の中では大きいものは、一番最後に書いてありますけれども、保育室の間仕切り、これは廊下と教室との間にあるもの、これを取り払いまして新しくしました。これが6カ所とこれが大きいものでございます。それから、外構的には遊具の設置工事、そして最終的に駐車場の整備工事ということで、コンクリートブロック積み、66.4メートル、これは隣接の畑を譲っていただいて駐車場にしていくわけでございますけれども、その外側の畑との境に土どめと申しますか、土がこちらに来ないような形でやっていきたいということでございます。それから、ガードレール、これについては南側の片手に入ってしまったときに、片手に左に曲がっていくのですけれども、この正面に立売堀製作所という会社がございまして、そちら側のところにガードレールをちょっと下ががけみたいになっているのがありますので、ガードレールを設置していきたいというふうなことでございます。それから、ネットフェンスにつきましては、75.4メートルあるわけでございますけれども、これについては駐車場と学校用地の境にあったわけでございますけれども、これを撤去して新しくすると。かなり古くてやぶれた部分もございましたので、こちらを撤去させていただいて、新しいものを設置していくと、こういうふうなことで変更のほうをさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 安くなって結構なのですけれども、ただ理由は何で安くなったのかというのがご説明なかったのですけれども、割賦利率の関係はここに書いてあるからわかるのですけれども、改修工事費、資材が安くなったとか何かその理由があると思うのです。工事監理費もそうですし、間接費もそうなのですが、ちょっとその辺の説明お願いしたいのと。

工事期間がこれで、これはなぜ延びた、これはあれでしょうか、駐車場の関係なのでしょうか、その点を伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 まず、なぜ安くなったかというふうな理由でございますけれども、これにつきましては、ご承知のように県の住宅供給公社にお願いをして発注していただいたわけでございますけれども、その入札結果がかなり安かったというふうなことでございます。

それから、工事期間につきましては、基本的には駐車場の整備工事等が入りましたので、こちらで延ばさせていただくということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第24号議案 工事請負契約の変更について(旧鎌形小学校改修事業)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

議事の都合により3月3日、3月4日、3月5日、3月6日、3月9日、3月10日及び3月11日は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月3日、3月4日、3月5日、3月6日、3月9日、3月10日及び
3月11日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○柳 勝次議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時58分)